

第二次取手市環境基本計画 (改定)

2026年3月
取手市

目次

第1章 計画の基本事項と概要	1
1 改定の経緯.....	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間.....	3
4 環境基本計画の対象.....	4
第2章 計画が目指す環境像と計画の体系	6
1 計画が目指す将来環境像.....	7
2 基本目標.....	7
3 個別目標と施策の方向性.....	9
第3章 施策の展開	10
基本目標1 循環型社会の構築	11
基本目標2 自然と共生するまちづくり.....	21
基本目標3 快適で安心な生活空間の保全と創造	24
基本目標4 豊かな環境の継承	26
第4章 主体別環境配慮行動方針	31
基本目標1 循環型社会の構築	32
基本目標2 自然と共生するまちづくり	37
基本目標3 快適で安心な生活空間の保全と創造	39
基本目標4 豊かな環境の継承	41
第5章 計画の推進と進行管理	43
1 計画の推進	44
2 計画の管理	45

資料編

資料1 取手市の環境の現状.....	47
1 社会環境.....	47
2 生活環境.....	56
3 自然環境.....	64
4 歴史的環境.....	65
資料2 取手市環境基本条例	66
資料3 第二次取手市環境基本計画の策定の経緯.....	71
資料4 用語解説.....	72

(注)本計画書の本文中に使われている用語で、意味や内容が分かりにくい用語については、該当する用語にアスタリスク(*)を付け、「資料4 用語解説」で説明を記載しています。なお、本文中に複数記載がある場合は、最初の用語のみにアスタリスクを付けています。

第1章 計画の基本事項と概要

1 改定の経緯

取手市は、平成12年3月に「環境の保全及び創造について、取手市の基本理念を定め、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保すること」を目的として取手市環境基本条例(以下、条例)を制定しました。

取手市は、この条例に基づいて、平成15年に「取手市環境基本計画(以下、環境基本計画)」を策定しました。環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的、かつ計画的に推進するために、その基本的な計画を定めているものです(条例第8条)。その後、取手市と藤代町の合併、「第五次取手市総合計画(以下、総合計画)」の策定を経て、平成21年に「(改定)環境基本計画」が策定されました。

また、これに基づく環境施策の点検・評価結果を踏まえ、「(改定)環境基本計画」の見直し作業を行いました。さらに、平成26年度には平成30年度を計画期間の最終年度と定める「(改定2)環境基本計画」を策定し、第二次環境基本計画の策定に至っています。

今回の改定では、基本目標に定めた取組の内容や目標の進捗状況を確認し、現在の社会情勢に合わせて、取組内容の廃止、組み替え、取組の新設等の見直しを行いました。

2 計画の位置づけ

第二次環境基本計画は、条例に基づいて総合計画とともに、環境を巡る様々な局面で、取手市における活動を規定します。環境分野においては最も基本となる計画であり、環境に関わる個別の施策には、その内容が直接反映されます。また、他の分野における計画との間で整合・調整がなされており、その施策の実施において相互に補完しあうものです。

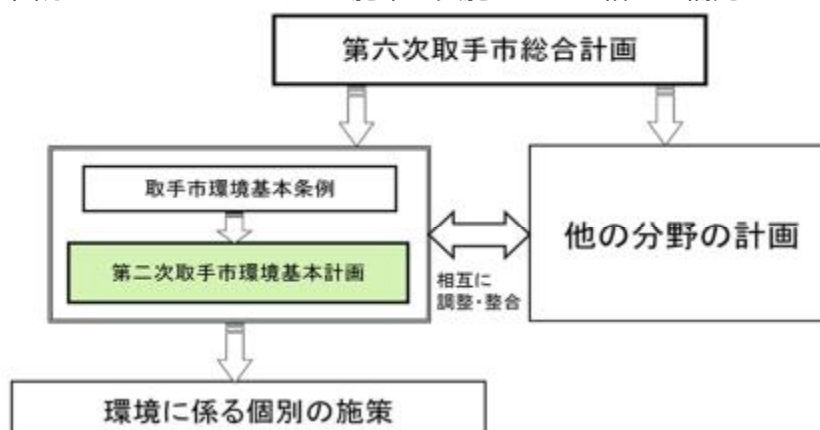


図1.1 環境基本計画位置づけ

3 計画期間

総合計画では、計画期間を設けない「基本構想」と4年ごとに事業評価を経て策定作業が行われる「基本計画」に分け、PDCA(Plan = 計画、Do = 実行、Check = 評価、Action = 改善)サイクルに基づき、4年ごとに評価と改定が行われています。現在の第六次総合計画の基本計画である「とりで未来創造プラン 2024」の計画期間は、2024年度から2027年度と定められています。

これに対して、第二次環境基本計画の計画期間は、2019年度から2028年度までの10年間とし、5年を経過した2024年度に中間評価・改定を行うことにより、環境基本計画と総合計画との間で、中間評価結果及び改定作業の相互の連動性を図ります。

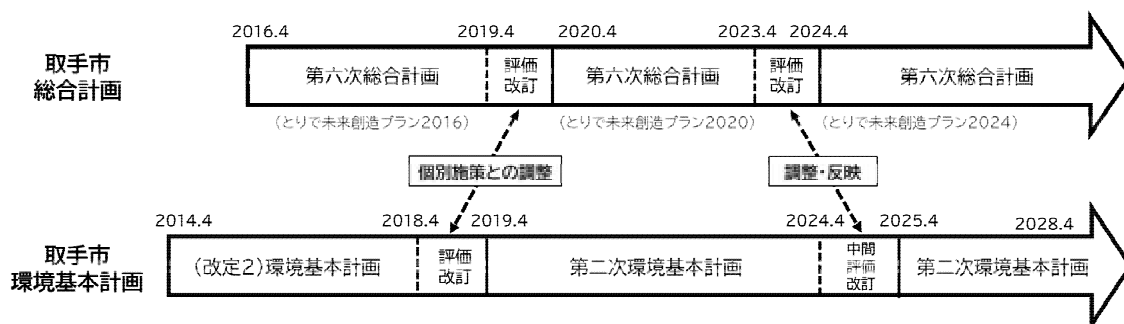


図1.2 総合計画の評価、改定作業との連動

4 環境基本計画の対象

4.1 対象地域

環境基本計画は、取手市全域を対象範囲とします。ただし、施策によっては隣接する市との間の連携や、県、国レベルの取り組みとの連携も必要に応じてその対象となります。

4.2 対象項目

(1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素

環境基本計画は、基本理念に基づいて、これらの環境の自然的構成要素を良好で、安全な状態に保つための計画と、具体的な施策について定めます。

(2) 生態系の多様性*、森林、農地、水辺等の多様な自然環境

環境基本計画は、基本理念に基づいて、これらの自然環境を取手市の自然的社会的条件に応じて、体系的に保全するための計画と、具体的な施策について定めます。

(3) 人と自然との豊かな触れ合い

環境基本計画は、基本理念に基づいて、自然と調和した快適で安心な生活空間の保全と創造のための計画と、具体的な施策について定めます。

(4) 循環型社会*の構築

環境基本計画は、基本理念に基づいて、資源循環を推進し、環境負荷削減に貢献する社会を構築するための計画と、具体的な施策について定めます。

(5) 環境教育、環境学習

環境基本計画は、基本理念に基づいて、市民及び事業者が、環境の保全及び創造への理解を深め、その実現のために自主的、積極的に行動するための計画と、具体的な施策について定めます。

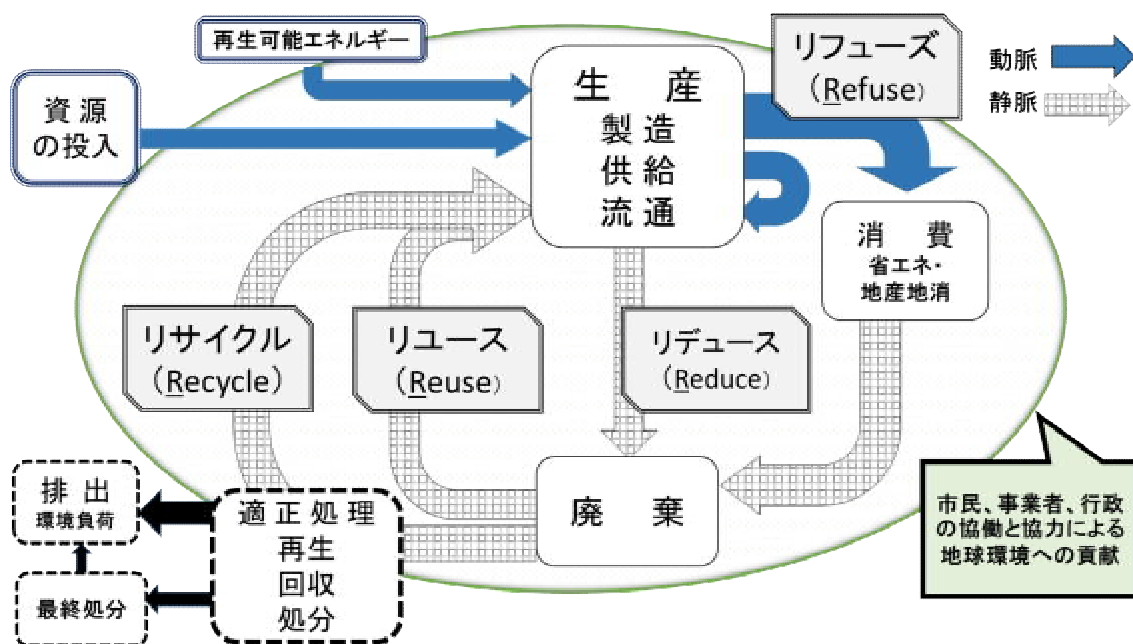


図1.3 循環型社会

4.3 市民等の意見の反映

本計画で定めている、環境の保全及び創造に関する個別の具体的な施策に、より多くの市民などの意見を反映させるため、2018年6月6日から6月20日にかけて「取手市環境基本計画策定に係る市民アンケート」を実施しました。さらに、結果及び2019年1月15日から2月15日にかけて「第二次取手市環境基本計画(素案)」に対する意見公募(パブリックコメント)を実施しました。

第2章 計画が目指す環境像と計画の体系

1 計画が目指す将来環境像

条例に規定する「基本理念」及び総合計画に規定する「取手市の将来構想」、さらにこれを実現するための「まちづくりの基本方針」に基づいて、取手市の将来環境像を以下のよう

『取手市の将来環境像』

【豊かな環境を継承し、地球環境に貢献するまち とりで】

基本目標1	循環型社会の構築 『生活環境』
基本目標2	自然と共生するまちづくり 『自然環境』
基本目標3	快適で安心な生活空間の保全と創造 『快適環境』
基本目標4	豊かな環境の継承 『環境保全活動』

2 基本目標

基本目標1 循環型社会の構築

主な原因として石油、石炭、天然ガスなどの化石燃料消費に由来する、地球温暖化*の加速度的な進行に伴い、これに起因するとされる異常気象現象も、日本をはじめとして世界各地で様々な形で現実となっています。このまま地球温暖化が進むと、人類存続の危機に直面せざるを得ない状況にあると主張する識者も見られます。一方で、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、持続可能な開発目標(SDGs)*として人間活動の全ての局面において、「将来世代に犠牲を強いることのない持続可能な社会の構築」が普遍的な目標として共有されています。

循環型社会の構築は、現在進行中の地球温暖化の進行を抑制し、そのような持続可能な社会を構築するために実現、実行しなければならない人類共通の課題です。循環型社会のイメージは、技術の進歩に伴い、またどのような環境エネルギー技術を利用するかによって様々ですが、環境基本計画では、市民、事業者及び行政の個々の行動が循環型社会の構築、持続可能な社会の構築につながり、さらには地球温暖化の抑制に貢献することを念頭に置いて個別目標と施策の方向性を定め、取手市の将来環境像の実現を図ります。

基本目標2 自然と共生するまちづくり

取手市には、利根川、小貝川流域に代表される河川敷や河畔林*、また谷津田*、斜面林、社寺林に代表される豊かな緑があり、そこに多様な生物が生息しています。これらは、将来世代に残すべき環境資産として保全します。また、市内に広大に広がる畑地、水田、特に遊休農地を、市民のための憩いと安らぎの空間として適切に管理します。市街地においては、緑豊かな公園や街並みづくりを推進し、街路樹などの緑の景観の保全を図ります。

基本目標3 快適で安心な生活空間の保全と創造

日本各地で、少子高齢化と人口減少が、様々な社会問題を引き起こしています。1970年代から1980年代にかけて宅地開発が行われた取手市もその影響下にあるといえます。そこでは空家、空地問題の解決や医療、教育、福祉サービスなどの行政サービス提供の在り方が、大きな課題となっています。

一方で、近年、異常気象や台風による河川の氾濫、がけ崩れ、また、地震によるこれら災害被害の甚大な危険が増しています。

環境基本計画では、快適で安心な生活空間の保全と創造を、第3番目の基本目標に定め、基本目標の1及び2とともに、これらの課題の解決を総合的に図ります。

基本目標4 豊かな環境の継承

以上の基本目標を実現し将来の環境像を実現するためには、条例で定めるとおり、市と市民及び事業者との間の協力と協働が必要となります。そのためには、市民、事業者が高い環境意識を持ち、正しい環境知識と情報に基づいて行動することが求められます。

また、次世代を担う小中高生に対する環境教育、学習の機会提供も大人世代に対する環境教育、学習とともに重要となります。

3 個別目標と施策の方向性

環境基本計画では、まず、基本目標を実現するための個別目標を定めて、個別の施策の方向性を定めます。そして、この個別目標を達成するため、実現すべき具体的な個別施策について定めます。

表1.1 第二次取手市環境基本計画の施策体系図

基本目標	個別目標	施策の方向性
循環型社会の構築 『生活環境』	1.ごみを減らす生活づくり	(1) 4R*行動の普及促進 (2) 廃棄物における分別等の適正処理 (3) 不法投棄の防止対策
	2.エネルギーの効率的な利用	(1) 節電による省エネ対策 (2) 再生可能エネルギー*の活用 (3) 公共交通機関の利用促進
	3.安全な生活環境の維持	(1) 大気環境の保全 (2) 騒音・振動の防止 (3) 水質環境の保全 (4) 土壌・地下水の保全
自然と共生するまちづくり 『自然環境』	1.生物多様性*の保全・再生	(1) 生き物の生息・生育空間の保全
	2.水と緑の保全活用	(1) 森林・里地里山*や水辺環境の保全・再生 (2) 緑豊かな公園、街並みづくり、景観の保全
快適で安心な生活空間の保全と創造 『快適環境』	1.緑あふれる快適な生活の創造	(1) 環境美化などの快適な居住環境の確保 (2) 歴史・文化の保全 (3) 環境に配慮した都市の形成
豊かな環境の継承 『環境保全活動』	1.環境保全の情報発信と協働	(1) 環境関連情報の発信と共有 (2) 市民や事業者の環境配慮行動*の促進
	2.環境を学び、育てる人づくり	(1) 環境教育・学習の場の整備

第3章 施策の展開

第2章で示した施策体系に基づき、取手市の将来環境像の実現に向けて、以下の基本施策を展開していきます。

基本目標1 循環型社会の構築

1 ごみを減らす生活づくり

(1) 4R行動の普及促進

① 家庭ごみの排出削減、リサイクル率改善

- ◆ ごみの減量(Reduce)、再利用(Reuse)、リサイクル(Recycle)、発生回避(Refuse)について、広報紙及びホームページ等で市民に啓発します。
- ◆ 出前講座等を通して、4R行動の啓発と浸透を図ります。
- ◆ 生ごみ処理機等購入補助金制度の案内を拡充し、制度の活用を促します。
- ◆ 家庭や飲食店等に対して、食べ残さないための工夫を働きかけ、食品ロスの削減について啓発します。

【目標】

環境指標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
家庭ごみ排出量	24,641t	23,326t	23,761t
		24,237t	
リサイクル率	19.6%	20.3%	25.0%
		22.0%	

② ごみ減量・リサイクル活動の啓発、支援

- ◆ 市内の事業者と協働して、マイバッグ運動等のごみ減量・リサイクルの普及啓発活動を推進します。
- ◆ 環境にやさしい商品の販売や、ごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組んでいる小売店舗を「エコ・ショップ*」として認定する取手市エコ・ショップ制度を拡充し、ごみ減量化・リサイクル活動を支援します。

【目標】

環境指標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
市内スーパーにおけるレジ袋辞退率	80%	活動終了	活動終了
		85%	
エコ・ショップ認定件数	8件	10件	12件
		10件	

③ 給食におけるごみ減量活動の推進

- ◆ 子どもたちに対し、保育士や栄養教諭、学校栄養職員等による食に関する指導を実施し、健康的な食の在り方について学ぶ機会を提供します。
- ◆ 子どもたちが主体となり、栄養バランスのとれた献立を作成する「リクエスト献立」を毎月実施します。また、行事食や郷土料理、世界の料理などを取り入れた給食を提供し、食文化についての理解を推進します。
- ◆ 栄養教諭や教職員等が給食の残食状況を確認したり、子どもたちから給食の味付けや献立に対する意見を聞くなどして、次の献立立案に生かします。
- ◆ 学校給食において、調理時に発生する野菜くずや給食で発生する残菜を堆肥化するリサイクル事業を実施します。

【目標】

環境指標	現状(2017)	現状(2022)		目標(2028)
		中間目標		
学校給食における残菜量 (月平均1人当たり)	0.8kg	0.9kg	0.7kg	0.7kg
		0.7kg		
学校給食における生ごみ の堆肥化	0%	45%	40%	100%
		40%		

(2) 廃棄物における分別等の適正処理

① ごみ分別の啓発活動

- ◆ 広報紙、ホームページ等でごみの5種 17 分別の啓発を図り、市民に適正な分別を促します。
- ◆ 出前講座等を通して、各地域単位での5種 17 分別を啓発します。
- ◆ 事業所から排出される廃棄物の適正処理を図るよう啓発します。

【目標】

環境指標	現状(2017)	現状(2022)		目標(2028)
		中間目標		
常総環境センター 家庭系可燃ごみ搬入量	18,106t	17,102t	17,809t	17,459t
		17,809t		
常総環境センター 事業系可燃ごみ搬入量	4,785t	4,560t	4,706t	4,614t
		4,706t		
家庭系資源物搬入量	3,674t	2,045t	3,614t	3,543t
		3,614t		
事業系資源物搬入量	1,861t	1,121t	1,830t	1,795t
		1,830t		

② 稲わら、もみ殻の適正処理事業の検討と実施

- ◆ 稲わら、もみ殻の処分について、効率・効果的視点からより良い方向性を検討します。

【目標】

環境指標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
もみ殻等焼却苦情件数	19件	13件	2022年度の達成状況より増やさない
		10件	

(3) 不法投棄の防止対策

① 不法投棄防止のための監視活動の強化、情報提供、意識啓発

- ◆ 広報紙やホームページによる啓発の他、不法投棄の多い場所などへのパトロールの実施や、監視カメラの設置など不法投棄防止対策をさらに強化し、ごみの不適正処理の防止に努めます。
- ◆ 不法投棄の未然防止・早期発見のため、不法投棄監視パトロール、通報制度の整備など、監視体制の強化を図ります。
- ◆ 土地の所有者への情報提供・意識啓発により、不法投棄の防止を図ります。

【目標】

環境指標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
不法投棄件数	140件	86件	100件
		120件	
建設残土の不正処理 (未届け処理)	0件	0件	0件
		0件	

2 エネルギーの効率的な利用

(1) 節電による省エネ対策

① 市の施設及び事業等における省エネの推進と効果の発信

- ◆ 公共施設へ省エネルギーにつながる「緑のカーテン*」の設置を推進します。
- ◆ 市民・事業者による家屋・事業所等への「緑のカーテン」の設置を促進する啓発活動、情報提供を行います。
- ◆ 省エネルギーの取り組み事例と、その効果に関する情報提供などの市民・事業者等を対象とした省エネキャンペーンの実施等、省エネルギー活動を推進します。
- ◆ 取手市地球温暖化防止実行計画を改定し、市役所等における温室効果ガス*のより一層の削減に取り組みます。
- ◆ 市役所等における事務・事業の省エネルギー化を積極的に進め、その効果を周知することで、市民や事業者の省エネルギー化の取り組みを促します。
- ◆ 市が購入する物品等については、品質や価格だけでなくエネルギー、環境に配慮したものを積極的に購入します。

【目標】

環境指標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
公共施設への緑のカーテンの設置施設数	33 施設	45 施設	35 施設
		33 施設	
市庁舎における電力消費量	989,651kWh	994,489kWh	2017 年度の電力消費量より増やさない
		2017 年度より増やさない	

② 教育関連施設におけるエネルギー実態調査、省エネ計画

- ◆ 教育委員会におけるエネルギーの効率的かつ、効果的な使用を推進するため、教育委員会が管理する施設の電気、ガス等のエネルギーの年間使用量を調査し、毎年定期報告書を作成します。
- ◆ 各施設の省エネルギーについての中長期計画書を作成します。
- ◆ 毎年省エネルギー推進委員会を開催し、省エネルギーの方針について協議します。

③ 太陽光発電*システムによる将来世代の環境教育

- ◆ 2020年1月に新たに開設する「取手市立井野なないろ保育所」に、太陽光発電システムを導入して再生可能エネルギーの活用を図り、併せて将来世代に環境教育を実施します。

【目標】

環境指標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
公立保育所における太陽光発電の導入による環境教育実施施設数	なし	1施設	1施設
		1施設	

④ 市有建築物におけるLED照明*の導入

- ◆ 市有建築物の新築及び改修時において、LED工事を同時施工することにより市有建築物のLED化を推進します。

⑤ 市が管理する防犯灯、街路灯等の照明器具の省エネ化

- ◆ 市では2012年度に全ての防犯灯をLED化していますが、街路灯については、未だ水銀灯及びナトリウム灯を使用しているため、これらを順次、より消費電力の少ない照明に切り替えていきます。

【目標】

環境指標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
街路灯照明器具の省エネ化率	0%	91%	100%
		50%	

第3章 施策の展開

(2) 再生可能エネルギーの活用

① 再生可能エネルギーの導入

- ◆ 二酸化炭素排出削減のための地域特性に合った、再生可能エネルギー等の導入について検討します。
- ◆ 公共施設、特に防災拠点となる施設等において、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入に努めます。

【目標】

環境指標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
公共施設再生可能エネルギー設置容量	68.4kW	78.4kW 78.0kW	88.0kW
公共施設再生可能エネルギー設置施設数	5施設	6施設 6施設	7施設

(3) 公共交通機関の利用促進

① 公共交通機関の利用促進

- ◆ 環境にやさしい鉄道、路線バス、コミュニティバス*等の公共交通機関の利用を促進します。
- ◆ 鉄道、路線バスについては、茨城県や他市と協働して街頭でのパンフレット、グッズの配布を行うなど、利用促進活動を展開していきます。また、市が運行するコミュニティバスについては、定期的な利用者アンケートや利用状況調査により、ニーズの把握に努めるとともに、他の公共交通機関の運行状況を考慮し、効率的で利便性の高いルート・ダイヤの設定を検討していきます。

【目標】

環境目標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
公共交通機関(JR・関東鉄道常総線・路線バス・コミュニティバス)利用者延べ人数相当数	3,856 万人	3,113 万人 3,856 万人	3,880 万人

3 安全な生活環境の維持

(1) 大気環境の保全

① 大気汚染物質の発生源の規制・指導と対策

- ◆ 環境基準に基づき、大気汚染物質発生源の規制と指導を行います。
- ◆ 光化学スモッグ*、PM2.5*などの監視と注意喚起情報の発信を行います。
- ◆ 野焼き、焼却炉使用による大気汚染や悪臭を防止することを呼びかけます。

【目標】

環境目標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
光化学スモッグ注意報 発令状況	0件	0件	0件
		0件	
PM2.5 注意喚起状況	0件	0件	0件
		0件	
野焼きに対する苦情件数	38 件	14件	2022 年度の 達成状況より 増やさない
		30件	

(2) 騒音・振動の防止

① 騒音・振動源の規制と指導

- ◆ 環境基準、法令等に基づき騒音、振動の発生源の規制と指導を行います。
- ◆ 住宅地定点での環境騒音*の測定を行います。
- ◆ 道路周辺定点での自動車騒音*の測定を行います。

【目標】

環境目標		現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
			中間目標	
騒音に係る 環境基準等超過箇所	道路周辺	0か所	0か所	0か所
			0か所	
	住宅地	0か所	0か所	0か所
			0か所	
騒音に関する 苦情件数	道路周辺	0件	0件	0件
			0件	
	住宅地	10 件	8件	0件
			0件	

第3章 施策の展開

環境目標		現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
			中間目標	
振動に係る 環境基準等超過箇所	道路周辺	0か所	0か所	0か所
			0か所	
	住宅地	0か所	0か所	0か所
			0か所	
振動に関する苦情件数	道路周辺	0件	0件	0件
			0件	
	住宅地	0件	4件	0件
			0件	

② 工事での低騒音・振動型重機使用の徹底

- ◆ 公共施設工事に関連する重機等は、低騒音型の使用を徹底します。
- ◆ 振動規制法による届出を徹底指導します。

【目標】

環境目標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
特定施設設置・特定建設 作業届出義務違反件数	0件	0件	0件
		0件	

(3) 水質環境の保全

① 下水道未整備地域における合併処理浄化槽*の設置促進とその補助

- ◆ 下水道未整備地域における、合併処理浄化槽の設置費用の一部、及び単独処理浄化槽*撤去費用の一部に補助を実施します。
- ◆ 広報紙及びホームページ等で、法令などで定められている浄化槽の保守点検について、その必要性を周知し、保守点検実施の徹底を図ります。

【目標】

環境目標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
合併処理浄化槽 設置補助実施件数	25件	23件	47件
		47件	
単独処理浄化槽 設置処理人口	15,591人	10,843人	9,090人
		12,936人	

② 下水道の普及促進

- ◆ 年度別の下水道整備計画に基づき下水道整備事業を推進し、下水道の普及を図るよう取手地方広域下水道組合に働きかけていきます。
- ◆ 下水道整備地域での下水道への接続を徹底、指導します。

【目標】

環境目標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
下水道普及率	72.8%	76.5%	84.8%
		79.1%	
下水道整備地域での 下水道未接続率	6.8%	4.3%	5.0%
		5.0%	

③ 節水及び雨水の利用と流出の抑制

- ◆ 水道の役割や節水の方法など水道に関する情報を、親しみやすい形で市民や事業者等へ提供し、水道に対する理解と関心を深めていきます。
- ◆ 公共施設における節水や、水の循環利用を推進します。
- ◆ 小規模水道等の管理及び飲用井戸等の、安全利用などに関する啓発活動を実施していきます。
- ◆ 水資源の有効利用と、併せて雨水流出に伴う河川、下水道への負荷増大を抑制するため、住宅や事業所での雨水貯留槽*や雨水浸透ます*設置の普及を促進します。
- ◆ 市関連施設において、植栽への水やり、散水等の水資源循環利用施設の設置等を推進します。

【目標】

環境目標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
市関連施設での 雨水利用施設設置件数	3件	4件	5件
		4件	

④ 河川、水路等の公共用水域での水質環境の監視と規制・指導

- ◆ 法令等に基づいて、水質汚濁物質*発生源の規制と指導を行います。
- ◆ 公共用水域での水質検査を実施します。
- ◆ 河川や樋管*、雨水幹線*等の水質検査を行います。また、検査地点、時期の見直しを行います。

【目標】

環境目標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
公共用水域の水質環境基準達成率	88%	77%	100%
		100%	
水質汚濁発生源 法令違反件数	0件	1件	0件
		0件	
河川等水質検査基準 超過地点数	2か所	2か所	0か所
		0か所	

(4) 土壌・地下水の保全

① 搬入土砂による埋立て等の規制、地下水質の検査、保全

- ◆ 条例等に基づき搬入土砂等による埋立て、埋戻し等を規制し指導します。
- ◆ 飲用井戸等の地下水の水質検査を行います。

【目標】

環境目標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
搬入土砂による 違法な埋戻しの件数	0件	0件	0件
		0件	
地下水における 飲用水質基準を超えた 有害物質の検出件数	20件	21件	0件
		0件	

基本目標2 自然と共生するまちづくり

1 生物多様性の保全・再生

(1) 生き物の生息・生育空間の保全

① 豊かな自然、希少な動植物生息地の保全・保護

- ◆ 市域に生息する希少な動植物について、その生息地の保全・保護に努めます。
- ◆ 豊かな自然の中で多様な生き物が生息する環境を、将来にわたって継続できるように、自然環境の保全に取り組みます。
- ◆ 市域に生息する動植物の生態系を保全するために、特定外来生物*の防除に取り組みます。

【目標】

環境目標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
特定外来生物被害の届出件数	12件	154件	0件
		0件	

2 水と緑の保全活用

(1) 森林・里地里山や水辺環境の保全・再生

① 里山の保全・保護

- ◆ 市内に残る里山の保全に向けた取り組みを推進し、市民・市民団体等による保全活動を支援します。
- ◆ ゴルフ場での農薬使用は、安全性を確保しつつ、適正に実施する必要があることから、「ゴルフ場の農薬使用に関する協定」を継続します。

【目標】

環境目標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
里山保全活動支援数	1団体	2団体	2団体
		1団体	
ゴルフ場等との農薬使用に関する協定継続数	4か所	4か所	4か所
		4か所	

② 耕作地の再生、田園風景の保全

- ◆ 農業担い手への農地の集積を促進し、耕作放棄地*の拡大阻止とふれあい農園*等の利活用により、優良農地の維持に努めます。

【目標】

環境目標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
耕作面積	213,488a	217,000a	213,500a
		213,500a	
市民貸農園面積	108a	108a	108a
		108a	

③ 環境保全型農業*の推進と助成

- ◆ 国・県と連携し、環境に配慮した持続性の高い農業生産方式を推進します。
- ◆ 環境に配慮した農業実施者へ補助金を交付します。

【目標】

環境目標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
環境保全型農業実施面積	995a	1,189a	1,250a
		1,050a	
有機農業助成件数	1件	1件	1件
		1件	

④ 水辺環境の保全

- ◆ 利根川や小貝川、北浦川や古利根沼の水辺空間と良好な河畔の緑地について、適正な保全を図り、魅力ある水辺空間の形成に努めます。

(2) 緑豊かな公園、街並みづくり、景観の保全

① 公園・都市緑地*の改善

- ◆ 人口減少や人口構成の変化に対応し、緑を充実させる場所、その他の機能を充実させる場所等を検討し、市民のニーズに応じた改修・更新等を行い、最適な状態を維持できるように公園・都市緑地等の再整備を進めます。

② 市街地整備における緑化の推進

- ◆ 取手駅西口の市街地再開発事業においては、景観に配慮した緑化誘導を推進し、市民や来街者が快適に過ごせる、魅力ある駅前空間を創出します。また、新市街地創出に向けた土地区画整理事業等の施行に当たっては、周辺環境と調和した緑化空間を誘導し、景観の保全・向上に努めます。

【目標】

環境目標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
市民アンケート「中心市街地(取手駅西口)の魅力」の設問における「感じる」「どちらか」と感じる」と感じる」の合計回答数の割合	27.4%	市民アンケート終了	40.0%
		30.0%	
新規土地区画整理事業の区域内における緑化面積割合	-	-	5.0%
		-	

③ 地域特性を生かした景観の形成

- ◆ 景観まちづくりに当たっては、その主体である市民と協働して、本市固有の景観資源を発掘し、その価値を共有していくとともに適切な手段によりその保全に努めます。
- ◆ 景観に対する普及・啓発活動を行い、市民一人ひとりが本市のまちづくりを構成する一員であるという意識の醸成を図ります。

④ 緑豊かな河川景観、田園景観等の保全

- ◆ 取手市の原風景ともいえる緑豊かな河川景観、田園景観、斜面林や、歴史・文化とともに育まれてきた社寺林・屋敷林、巨木・古木を保全することで、潤いと安らぎのある緑豊かな景観を保全します

基本目標3 快適で安心な生活空間の保全と創造

1 緑あふれる快適な生活の創造

(1) 環境美化などの快適な居住環境の確保

① 空家、空地の有効活用

- ◆ 法令等に基づいて管理が適正でない空家・空地の所有者等に対し、適正な管理を行うように助言・指導等の措置を講じます。
- ◆ 空家を有効活用する事業を検討し、実施します。

② ポイ捨てのないまちづくり

- ◆ ごみや空き缶、タバコの吸い殻などのポイ捨てをなくし、快適な生活空間となるよう、環境美化活動を推進するとともに、意識向上を促すための啓発に努めます。

【目標】

環境目標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
環境美化キャンペーン実施回数	年2回	年0回	年2回
		年2回	

③ ペットとの快適な暮らし

- ◆ 畜犬登録*や狂犬病の予防接種等のペット飼育におけるルールの周知を図ります。飼い主の飼育マナーを向上させる啓発活動を行い、ペットと人間が安心して暮らすことができる環境を維持します。

【目標】

環境目標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
ペットの飼い方教室開催回数	1回	0回	1回
		1回	

(2) 歴史・文化の保全

① 文化財の保全と活用

- ◆ 文化財の調査や保護・保存に努め、貴重な文化財を後世に継承します。
- ◆ 指定文化財*の公開など文化財の活用機会を設け、身近にある貴重な文化財の存在を広く周知します。
- ◆ 大切に守り伝えられてきた文化財を、将来に守り伝えるために、文化財愛護の精神の普及に努めます。

【目標】

環境目標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
文化財保護周知活動の実施状況 (埋文センター企画展・歴史講座 講師派遣等)	30回	19回	30回
		30回	

(3) 環境に配慮した都市の形成

① 公共施設里親制度の活用

- ◆ 公共施設の里親制度*の周知を随時行います。
- ◆ 公共施設里親制度登録ボランティア(個人・団体)に対して、各施設所管課を通じたサポート(ごみ袋・腕章の提供、保険の適用、アドバイス・声かけ、看板の設置等)を行います。

② 街路樹の維持、管理

- ◆ 街路樹について、「緑化ガイドライン*」を基に樹木の選定、植栽方法、せん定、施肥、病虫害防護などの維持管理を行っていきます。

③ 環境美化活動の実施

- ◆ 街の環境美化について、広く市民の意識を啓発するため、市内市民団体、学校、行政、企業等で構成される市民憲章推進協議会の協力を得て、環境美化活動を実施します。

基本目標4 豊かな環境の継承

1 環境保全の情報発信と協働

(1) 環境関連情報の発信と共有

① 環境保全の啓発と情報提供

- ◆ 地域における市民・団体・事業者などの、自主的な環境保全活動を推進するための参考資料として、環境に関わる情報を、広報紙やホームページ等で広く発信し情報を共有します。
- ◆ 公民館学習や出前講座など、あらゆる機会において環境に関する啓発に取り組み、リーダーとなる人材を育成していきます。
- ◆ 環境月間等において、公共施設に環境情報コーナーを設置し、環境保全に関する情報を提供します。

【目標】

環境目標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
出前講座等実施回数	3回	16回	5回
		5回	

② 緑に触れ合う機会の提供

- ◆ 緑に触れ合う機会をホームページや広報紙等で提供し、緑に関わる活動への動機付けを行います。

【目標】

環境目標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
緑に関する情報の提供	14件	随時	随時
		14	

(2) 市民や事業者の環境配慮行動の促進

① 市民・事業者・市の協働による環境意識の啓発

- ◆ 環境保全に関して、市民・事業者・市が協働できる体制づくりに努めます。
- ◆ 地域活動と学校活動の連携など、効果的な方法を検討し、環境配慮行動の促進を図ります。
- ◆ 自然観察や農業・里山保全の体験、ごみ処理施設など環境に関わる施設の見学会などを実施することにより、市民・団体・市職員の環境保全及びその技術等に関する知識の普及と意識の高揚を行います。

【目標】

環境目標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
市民・団体・市の協働による環境意識の啓発イベント実施件数	1件	1件	1件
		1件	

② 緑に関するイベントによる意識の啓発・活動促進

- ◆ 市民の緑化意識向上のため、緑に関する情報の提供、緑化推進活動の担い手の育成、活動支援等を行い、緑化推進活動の促進を図ります。
- ◆ 市民の緑化活動への参加を促進するために、緑に関するイベント等を行い、市民が緑に触れる機会を提供します。

【目標】

環境目標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
緑に関するイベント等の実施件数	14件	随時	随時
		随時	

2 環境を学び、育てる人づくり

(1) 環境教育・学習の場の整備

① 環境にやさしい人づくり支援

- ◆ 環境にやさしい人づくりを推進するため、環境について学び、考える環境教育、環境学習の機会や環境保全活動の充実に取り組みます。
- ◆ 事業者や市民団体等が行う環境保全活動に対し、講師派遣の支援やイベントの共催をするなど、事業者や市民団体等との連携を図ります。

【目標】

環境目標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
環境講座開催数	2回	3回	2回
		2回	

② 有能な人材を活用した出前講座による環境教育の充実

- ◆ 優れた知識や技術を有する人材を広く講師として募集し、指導者として登録する「とりで学遊プラザ」リーダーバンクと、市職員が市政や市の事業に関する講座を講師として担当する行政編の出前講座を活用し、環境教育の充実を図ります。
- ◆ 市民・団体等における環境学習講座を推進し、講師派遣等の支援をします。

【目標】

環境目標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
環境をテーマとする 講演・出前講座受講者数	49人	73人	50人
		50人	

③ 市職員の環境意識向上

- ◆ 「環境」の分野は多岐にわたるため、市の担当部署だけでなく多くの部署が関わりを持っています。常に環境に配慮した行政運営を行うため、市職員に対する研修や啓発活動を実施し、環境に対する理解を深め、意識の向上に努めていきます。

【目標】

環境目標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
新たに環境に関する研修等を受けた市職員数(延べ人数)	26人	127人	330人
		150人	

④ 電力モニタリングシステムによる環境教育

- ◆ 井野なないろ保育所内にエネルギーモニタリングシステムを設置し、太陽光発電による電力と、商用電力における電力消費の見える化を図り、子どもたちがエネルギーの効率的な活用と節電の効果、重要性を学ぶことで、環境教育を推進します。

【目標】

環境目標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
公立保育所における太陽光発電モニタリングシステム設置による環境教育実施施設数	なし	1施設	1施設
		1施設	

⑤ 環境教育の知識を有する教員の育成

- ◆ 国や県が主催する、教職員向けの研修や出前講座において、持続可能な社会構築のための環境教育技法や、児童生徒の活動を引き出す方法を習得し、教職員の指導力や専門性の向上を図ります。

⑥ 環境教育の実践

- ◆ 環境教育の推進を図るため、専門知識や技能を有する地域人材を活用した授業や、校外学習を基盤とした体験活動の充実を図ります。
- ◆ 持続可能な未来をつくるため、地球温暖化の緩和策や気候変動への適応策を地域目線で考え、環境、社会、経済の問題を統合して考える視点を身につける環境教育の普及に努めます。

【目標】

環境指標	現状(2017)	現状(2022)	目標(2028)
		中間目標	
公立中学校での環境教育の実践件数	10件	10件	10件
		10件	

第4章 主体別環境配慮行動方針

取手市が目指す将来環境像の実現には、
環境施策の実現に加え、市民、事業者及び市の各主体が相互に連携し、
それぞれの役割を果たすための行動が不可欠となります。
以下の環境配慮行動を参考に、取手市の市民及び事業者の方々が常に環境へ配慮しながら、
将来環境像の実現を目指すものとします。

基本目標1 循環型社会の構築

1 ごみを減らす生活づくり

(1) 市民の環境配慮行動

① 4Rの実践

- (ア) ライフステージの変遷やライフスタイルの変化を考えて、買物や飲食での無駄を避けます。
- (イ) 機器などは、説明書をよく読んで長く、大切に使用します。
- (ウ) 古着や使わなくなった機器は、古着市場や中古品市場に、有料・無料を問わず提供するよう心掛けます。
- (エ) ごみの分別を徹底し、資源のリサイクル率を高め、循環型社会に貢献します。
- (オ) 消費目的に応じて、古着店やリサイクルショップでの購入も併せて検討します。
- (カ) 買物には、マイバッグ、マイ買物かご等を持参して、レジ袋削減に貢献します。
- (キ) ごみとなるパンフレット、チラシの類は受け取らない、あるいは持ち帰らないようにします。
- (ク) ものを購入する場合には、シェアリング*やレンタルも検討して結論を出します。

② リサイクルの推進

- (ア) ごみの分別を徹底し、資源のリサイクルを推進します。
- (イ) 家電製品の廃棄では、家電リサイクル法を遵守し、かつ信頼できる取扱業者等に委託して適切なルートと方法での廃棄をします。
- (ウ) 目的に応じて、リサイクル商品の購入を心掛けます。
- (エ) 環境にやさしい商品について学び、エコな消費者を心掛けます。

(2) 事業者の環境配慮行動

① 4Rの実践と協力

- (ア) 環境配慮型の製品、原材料、資材の利用を促進します。また、その利用促進を助成する制度の活用を努めます。
- (イ) マイバッグ運動等に協力します。
- (ウ) 消費者の目的に沿って、不必要に過剰な包装・こん包は行いません。
- (エ) 稲わら、もみ殻等の廃棄物は、循環利用に配慮して、適正に処理するよう努力します。また、その活用方法について学び、情報収集に努めます。
- (オ) ビニールハウス、肥料袋等の農業用使用済みプラスチックは、信頼できる専門業者または公的機関に委託してリサイクルに協力します。
- (カ) 廃棄物と資源物の分別を徹底し、また、法令に従って信頼できる処理業者等に委託し、適切に処分します。
- (キ) 事業所等の敷地における有害化学物質の保管・輸送・廃棄等は、法令等に従い適切に行います。

2 エネルギーの効率的な利用

(1) 市民の環境配慮行動

① 家庭での省エネルギー

- (ア) 不要・不急の電力は使用しません。
- (イ) 電気製品を買い替える場合には使用頻度、目的、用途等に応じて、適切に省エネルギーの製品の購入に努めます。
- (ウ) ライフステージ、ライフスタイル、家族構成等に応じて、また、環境改善への社会貢献の一つとして、太陽光発電、太陽熱利用システム等の再生可能エネルギー設備あるいは省エネルギー設備の導入について検討します。
- (エ) 敷地の緑化、緑のカーテン等を利用して夏場の節電を図ります。また、エアコンの室外機周辺に熱がこもらないように配慮します。
- (オ) 節水型機器の使用に取り組みます。

② 交通行動・選択での省エネルギー

- (ア) 適度な運動もかねて、無理のない安全な範囲内で、徒歩、自転車での移動も適宜行います。
- (イ) 状況に応じて、公共交通機関やコミュニティバスの利用を優先するように努めます。
- (ウ) 運転に不安等がある場合には、タクシーの効果的な利用も検討します。
- (エ) 無駄なアイドリング、急発進等のエネルギーの無駄遣いはしません。
- (オ) 低燃費車・低公害車を購入・使用するよう努め、環境にやさしい運転(エコドライブ*)の実践に努めます。

(2) 事業者の環境配慮行動

① 省エネルギーの実践

- (ア) 空いている敷地、所有地、壁面、屋上、屋根等を活用して太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入に努めます。
- (イ) 省エネルギー型機器の購入、働く時間帯の工夫、服装の工夫、節水等により、省エネルギーに努めます。
- (ウ) 敷地の緑化、壁面緑化、屋上緑化などの方法で省エネルギーに努めます。

② 交通行動・選択での省エネルギー

- (ア) 低燃費車・低公害車の導入や、環境にやさしい運転(エコドライブ)の実践に努めます

3 安全な生活環境の維持

(1) 市民の環境配慮行動

① 大気環境

- (ア) 家庭から出る廃棄物を自宅の敷地で、焼却等により処分しません。
- (イ) 自動車の買い替えや新規購入では、電気自動車等の低公害車の購入も検討します。

② 騒音

- (ア) 騒音に関する法令等の基準を遵守します。
- (イ) 生活騒音については、環境基準を満たしていても、良好な近隣関係を壊さないように最大限の注意を払います。

③ 生活雑排水・親水空間

- (ア) 料理、食事後に出る廃食用油等を不要な紙で拭き取る等して、下水道、合併処理浄化槽に過度な負荷をかけないように注意します。
- (イ) 下水道整備区域では、下水道への接続を積極的に行います。
- (ウ) 下水道未整備区域では、補助制度を活用して、合併処理浄化槽の設置、あるいは転換を積極的に行います。
- (エ) 浄化槽の「法定水質検査」「保守点検」「清掃」を行います。
- (オ) 石けん、洗髪剤、洗剤の類は適量の使用を心掛けます。
- (カ) 親水空間、水辺空間の利用では、マナーとして最大限の配慮を払い、水質環境の保全を行います。

④ 安全な生活環境

- (ア) 省エネルギー型の門柱灯の設置を心掛け、かつ適度な照度で周辺環境の維持に努めます。
- (イ) 法令等を遵守し、山林等の所有地の管理と監視を行い、不法投棄の防止に協力します。
- (ウ) 期限切れ、不要な農薬等は、信頼できる専門業者に廃棄を依頼します。
- (エ) 有害な化学物質を含む製品等の購入は控え、購入後は管理と廃棄を適切に行います。
- (オ) 敷地内での除草剤、殺虫剤の使用は用法に従い、必要頻度で、かつ適量で行います。また、散布時間帯等に配慮します。
- (カ) 局所的な豪雨における雨水の排水経路を再点検し、地滑り対策等、必要に応じて処置を講じます。

(2) 事業者の環境配慮行動

① 大気環境

- (ア) 自動車の買い替えや新規購入に当たり、電気自動車等の低公害車の購入に努めます。
- (イ) 法令等に基づいて、事業所等から排出される大気汚染物質(排ガス、ばい煙等)の処理を適正に行います。また、その処理のための設備の設置と運転・管理を適切に行います。

② 水質環境改善への貢献

- (ア) 法令等に基づいて、事業所等から排出される水質汚濁物質(排水に含まれる有機、無機の物質またはカドミウム*等の特定有害物質等)の処理を適正に行います。また、その処理のための設備の設置と運転・管理を適切に行います。
- (イ) 節水を心掛け、雨水、地下水を活用するよう努力します。
- (ウ) 地下水を利用する場合には、衛生安全基準、環境基準への適合性、近隣の地盤沈下等に配慮します。
- (エ) 水の循環、再利用を促進する努力を行います。
- (オ) 排水量が少ない場合でも、水質汚濁物質の適切な処理を行います。
- (カ) 局地的豪雨に対する雨水の排水経路と水質汚濁物質処理経路の独立性を再点検し、必要に応じて処置を講じます。
- (キ) 飲食業では、調理くず、残飯、廃食用油等の処理を信頼できる専門業者に委託し、また、使用する洗剤及びその量にも配慮し、極力、下水道への負荷削減に努めます。

③ 安全・快適な生活環境への配慮

- (ア) 法令等に基づいて、事業所等からの排出される水質汚濁物質(排水に含まれる有機、無機の物質またはカドミウム等の特定有害物質等)の処理を適正に行います。また、その処理のための設備の設置と運転・管理を適切に行います。
- (イ) 法令等に基づいて、有害化学物質の使用・保管・移動を適切に行います。
- (ウ) 住宅環境に配慮した作業時間の設定。また、遮音壁の設置、低騒音・低振動型の設備・機械の使用に配慮します。
- (エ) 法令等に基づいて、住宅地周辺では、悪臭発生の防止に努めます。

基本目標2 自然と共生するまちづくり

1 生物多様性の保全・再生

(1) 市民の環境配慮行動

① 生き物の生息・生育空間、里地・里山、水辺環境の保全

- (ア) 里地・里山、水辺、河川敷などの親水空間の積極的な活用にあたっては、生物の生息域・生育空間としてのせい弱性を理解し、永く保全されるように最大限の注意と努力を払います。
- (イ) 地元の環境保全型農業による農作物を積極的に購入し、自然と緑あふれる農村風景の保全に貢献します。
- (ウ) 個人あるいはグループで、市民農園を利用した野菜づくりに挑戦します。
- (エ) 市内で生息する希少な生物、その生息地に関する環境情報に関心を持ち、敏感になります。
- (オ) 法令等に基づいて、保全すべき緑地として指定された緑地の保全に協力します。
- (カ) ペット等の生物は、家族共々、飼育者としての責任を自覚し、愛情を持って飼育します。

(2) 事業者の環境配慮行動

① 生き物の生息・生育空間、里地・里山、水辺環境の保全

- (ア) 工事等を行う場合、近隣里地・里山の希少な生物の生息域、水辺環境に影響が出ないように、採用する工法、時期等に配慮します。
- (イ) 環境保全型農業に配慮し、施肥、農薬散布を適切に行います。
- (ウ) 所有している山林などは、適切に管理し、保全します。
- (エ) 法令等に基づいて、保全すべき緑地として指定された緑地の保全に、積極的に協力します。
- (オ) 法令等で禁じられている動植物の販売は行いません。

2 水と緑の保全活用

(1) 市民の環境配慮行動

① 緑豊かな公園、街並み、景観

- (ア) 用水・排水路、街路樹の管理や歩道の植栽、除草等について、個人またはグループで里親制度の活用を図ります。
- (イ) 美しい景観は、まちの「価値」であることを理解し、景観規制、景観の改善に協力します。
- (ウ) 関連する法令等を活用した巨樹・巨木林、屋敷林・社寺林の保全に協力します。
- (エ) 敷地内に安全と景観に配慮した植栽を行い、その管理を適切に行います。
- (オ) 関係者は、空家・空地の適切な管理を行うように努めます。
- (カ) 公園の植栽や設備等の管理について、個人またはグループで里親制度の活用を図り、行政と協力します。
- (キ) グループで協力し、公園を積極的に利用します。

(2) 事業者の環境配慮行動

① 緑豊かな公園、街並み、景観

- (ア) 用水・排水路、街路樹や歩道の植栽の管理、除草等について、里親制度の活用を図り他のグループ等と協力します。
- (イ) 美しい景観は、まちの「価値」であることを理解し、景観規制、景観の改善に協力します。
- (ウ) 関連する法令等を活用した巨樹・巨木林、屋敷林・社寺林の保全に協力します。
- (エ) 法令等を遵守し、事業所敷地内の緑化を行うとともに、安全と景観に配慮した植栽を行い、その管理を適切に行います。
- (オ) 法令等を遵守して屋外広告物を設置するとともに、周辺の景観に十分配慮し、良好な景観を著しく損なわないように配慮します。
- (カ) 特に集客施設等では、敷地周辺の公共空間の清掃を積極的行います。

基本目標3 快適で安心な生活空間の保全と創造

1 緑あふれる快適な生活の創造

(1) 市民の環境配慮行動

① 快適な居住環境の確保

- (ア) 敷地内の植栽や定期的な清掃、家屋の管理を適切に行い、街並み景観、住環境の美化に配慮します。
- (イ) 自宅周辺の公共スペースの清掃を積極的に行います。
- (ウ) 近隣住民同士でお互いに声を掛け合い、コミュニティとして快適な居住環境の確保と創造に協力します。
- (エ) 空家・空地の管理を適切に行うように努めます。また、その活用に支援します。
- (オ) ペットを道路、公園等で散歩させる場合には、その排せつ物は必ず持ち帰って適切に処分します。
- (カ) ごみ、タバコの吸い殻等は絶対にポイ捨てしません。

② 歴史・文化の保全

- (ア) 郷土の歴史と文化を積極的に学習し、愛着と誇りを持って後世に継承します。
- (イ) 法令等を遵守し、文化財の保全に努めます。また、そのような活動や施策に協力します。
- (ウ) 他の市町村の歴史と文化にも興味を持ちます。
- (エ) 催事、祭り等の文化的行事、イベントに積極的に参加し、後世に継承します。
- (オ) 史跡や文化財を実際に訪れて、その地域の歴史や文化を学習するようにします。

③ 環境に配慮した都市の形成

- (ア) 電力消費量、都市ガスなどの熱源燃料の消費量、自動車燃料の消費量を把握し、毎月あるいは毎年排出される二酸化炭素の量を把握し、環境配慮行動の指針とします。
- (イ) 環境について行政が主導する様々な施策、方針を理解した上で、上記、二酸化炭素排出量を指針として、各々の立場からその削減に積極的に努力し、また、諸施策の実施に協力します。

(2) 事業者の環境配慮行動

① 快適な居住・労働環境の確保

- (ア) 事業所敷地内の植栽や定期的な清掃、建物の管理を適切に行い、街並み景観、住環境の美化に配慮します。
- (イ) 敷地周辺の公共スペースの清掃を積極的に行います。
- (ウ) 空家の活用に協力するように努めます。
- (エ) 町内会等で実施する清掃活動に積極的に協力します。
- (オ) 未利用の所有地について、街の美化に配慮した管理を適切に行います。
- (カ) まちなかに所有する未利用の所有地の積極的な活用を図ります。

② 歴史・文化の保全

- (ア) 郷土の歴史と文化を理解し、これを尊重します。
- (イ) 法令等を遵守し、文化財の保全に努めます。また、そのような活動や施策に対して、「企業の社会的責任」の一つとして協力します。
- (ウ) 催事、祭り等の文化的行事、イベントの開催に協力します。

③ 環境に配慮した都市の形成

- (ア) 事業所内で、毎月あるいは毎年排出される二酸化炭素の量を把握し、環境配慮行動の指針とします。
- (イ) 環境について行政が主導する様々な施策、方針を理解した上で、上記、二酸化炭素排出量を指針として、その削減に積極的に努力し、また、諸施策の実施に協力します。
- (ウ) カーボン・オフセット*の活動を積極的に行います。その場合には、市内でのカーボン・オフセット活動を優先します。

基本目標4 豊かな環境の継承

1 環境保全の情報発信と協働

(1) 市民の環境配慮行動

① 環境情報

- (ア) 広報紙やホームページで発信される環境情報に興味を持ち、敏感になります。
- (イ) 各家庭において、排出される二酸化炭素等の排出量の把握に努めます。
- (ウ) 公民館学習や出前講座などに積極的に参加し、コミュニティでの環境配慮行動の話し合い、実施を積極的にリードします。
- (エ) 環境配慮型の製品、環境保全技術等の効果を学習し、情報を収集して、各々にふさわしい環境配慮行動を実施します。
- (オ) 友人や知り合い同士で環境配慮型行動について話題にする機会を持つように努力します。

(2) 事業者の環境配慮行動

① 環境情報

- (ア) 各事業所において、排出される二酸化炭素排出量の把握を行います。
- (イ) 取手市の環境情報について敏感になり、企業の社会的責任の一つとして環境の保全あるいは改善に貢献します。
- (ウ) 行政が行う環境情報の発信に協力します。
- (エ) 環境関連の法令等の規則の理解と遵守を事業所内で共有します。
- (オ) 事業者が行っている環境配慮型行動について、積極的に市民に公開し、理解と協力を得ます。

2 環境を学び、育てる人づくり

(1) 市民の環境配慮行動の促進

① 環境イベント、環境学習と人材の活用

- (ア) 環境に関するイベント、施設見学会、野外調査、環境講座等に積極的に参加し、環境の現状について理解を深めます。
- (イ) 日頃から、世代間で環境について得た知識、情報を交換し、話合うように心掛けます。
- (ウ) 環境に関連する知識や経験が豊かな人は、イベント、施設見学会、野外調査、環境講座等の実施、開設に協力します。

(2) 事業所の環境配慮行動

① 企業の社会的責任としての活動

- (ア) 事業者は環境関連の法令を遵守して事業活動を行いますが、企業の社会的責任の一つとして、環境配慮型行動の創意工夫、採用、実施、普及に努めます。
- (イ) 事業所の職員、職員の家族、取引先等が実施している環境配慮行動に理解を示し、尊重し、これに協力するように努めます。
- (ウ) 事業所内に環境配慮行動担当責任者の任命、または、当該部署の設置を行い、事業所内及び関連組織等と協力して環境配慮行動を実践します。
- (エ) 事業所職員の環境意識の啓発や、研修に努めます。

第5章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進

本計画を総合的かつ計画的に推進するため、「取手市環境審議会」、「取手市環境基本計画等推進委員会」を推進体制とし、進行管理を図ります。

◆ 取手市環境審議会

市民代表、学識経験者、各種団体の代表、関係行政機関、市議会議員で構成され、環境基本計画に関する事項の他、環境行政一般について調査・審議を行います。

計画の実施状況について、市からの報告を受け、その内容を審議して意見を述べ、また助言します。

◆ 取手市環境基本計画等推進委員会

本市における環境関連施策について、庁内で横断的に取り組むため設置されている「環境基本計画等推進委員会」において、環境関連施策の効果的な推進を図るとともに、施策の実施状況などについて点検・評価します。

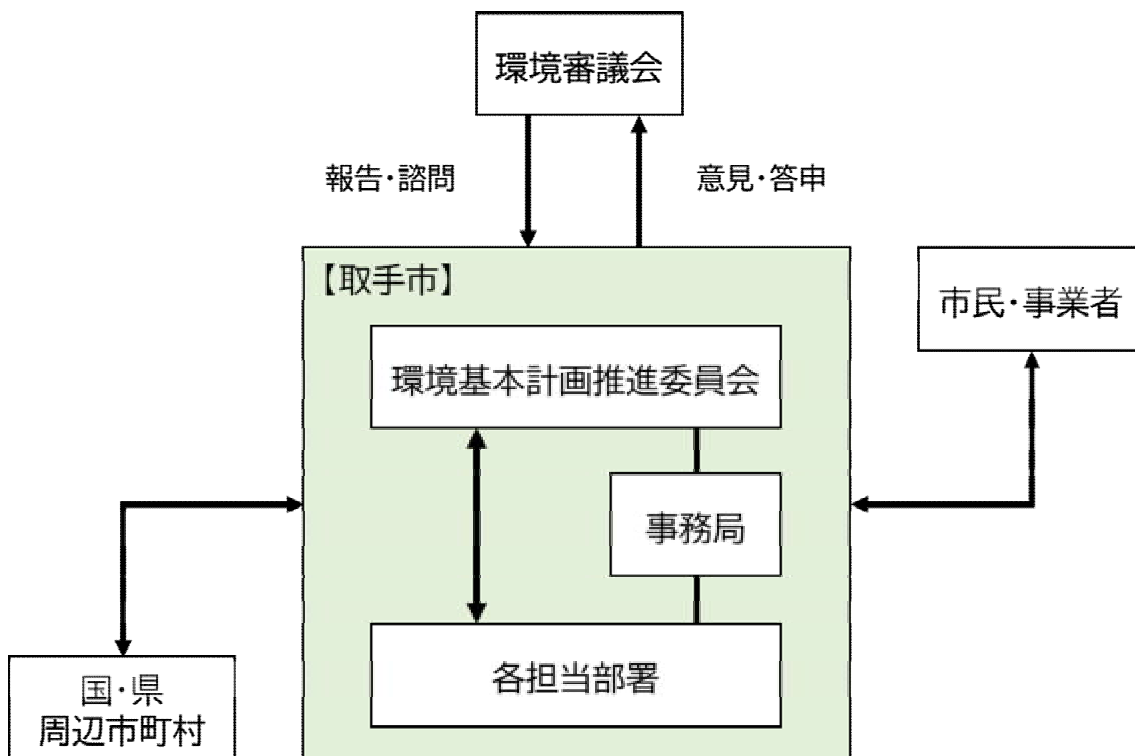


図5.1 進行管理のイメージ

2 計画の管理

本計画を実行性のあるものとするため、本計画の進行管理は、Plan(計画)→Do(実行)→Check(点検・評価)→Action(改善)による環境マネジメントシステムにより、計画、実行、点検・評価し、見直しを行っていきます。

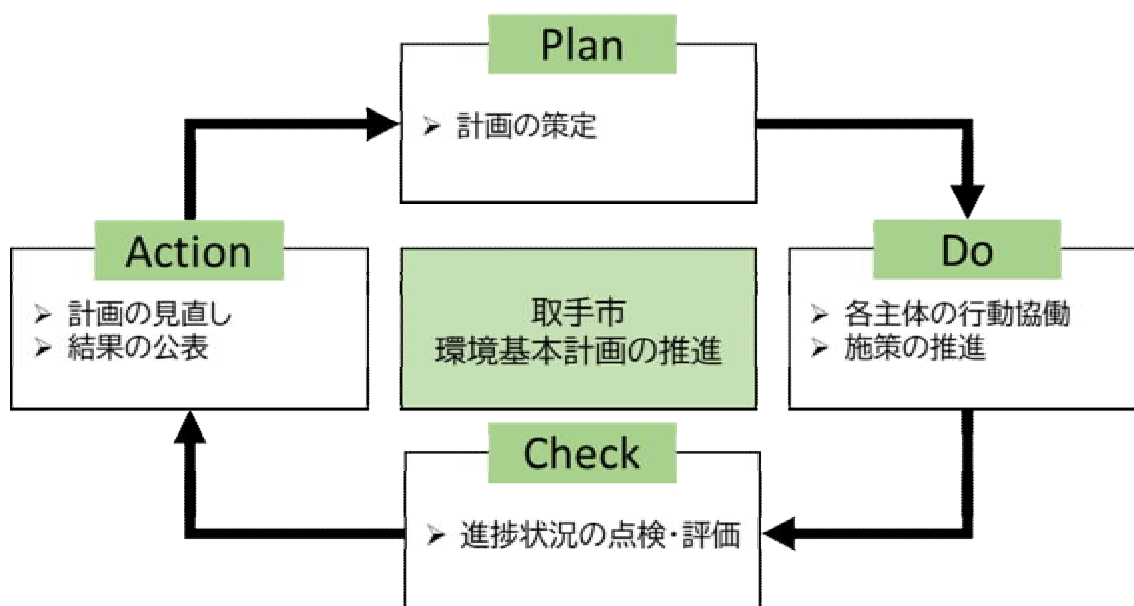


図5.2 計画の推進と進行管理のイメージ

具体的には、庁内の検討組織である「環境基本計画等推進委員会」において、取手市の環境の状況や施策の実施状況などを定期的に点検・評価し、これらの結果を公表するとともに、市長の諮問機関である「取手市環境審議会」への報告を行い、これに基づく意見・提言を受けた上で、計画を見直し、それに基づく必要な取り組みを実施していきます。

資料編

資料1 取手市の環境の現状

資料2 市民アンケート結果の概要

資料3 取手市環境基本条例

資料4 第二次取手市環境基本計画策定の経緯

資料5 用語解説

資料1 取手市の環境の現状

1 社会環境

(1)取手市の沿革

取手市は茨城県の南端に位置し、東西14.3km、南北9.3kmで、総面積は69.94km²注¹です。南・西部は、利根川に沿うように複雑に入り込んだ谷津田と標高20m前後の丘陵地帯からなり、俗にこの台地は北相馬台地と呼ばれています。東部は細長い独立した台地からなり、北部は小貝川に沿って、その豊かな水に恵まれた水田地帯が広がっています。

1955(昭和30)年の町村合併により、取手町・寺原村・稲戸井村・高井村の一部・小文間村が合併して新しい取手町が誕生しました。また、相馬町・六郷村・山王村と久賀村・高須村の一部が合併して藤代町が誕生しました。その後、昭和40年代の高度経済成長期の民間宅地開発により人口が急増し、1970(昭和45)年10月には県内17番目の市として市制施行、2005(平成17)年に取手市と藤代町が合併しました。

市域を南北に貫いてJR常磐線、国道6号が走っており、取手駅を中心として市街化が進んでいます。また、東京都心から40km足らずの距離に位置し、都心へのアクセスが便利な立地条件にあることから、首都圏の近郊都市として都市基盤の整備を図るとともに、自然と共生しあえるまちづくりを進めています。



図1-1 取手市の位置

注1:総面積は2013(平成25)年までの面積調べでは69.96km²でしたが、2014(平成26)年10月1日時点調査で69.94km²に変更となりました。資料編において、2014(平成26)年10月1日までのデータでは69.96km²、2014(平成26)年10月1日以降のデータでは69.94km²を用いました。

(2)人口

取手市の人口は2017(平成29)年10月1日現在107,933人(住民基本台帳)です。世帯数は47,623世帯であり、平均世帯人員は2.3人となっています。人口は1970年代にかけて住宅団地の開発によって急増しました。旧藤代町と合併した2005(平成17)年以降は人口、人口密度ともに横ばいの傾向にあります。

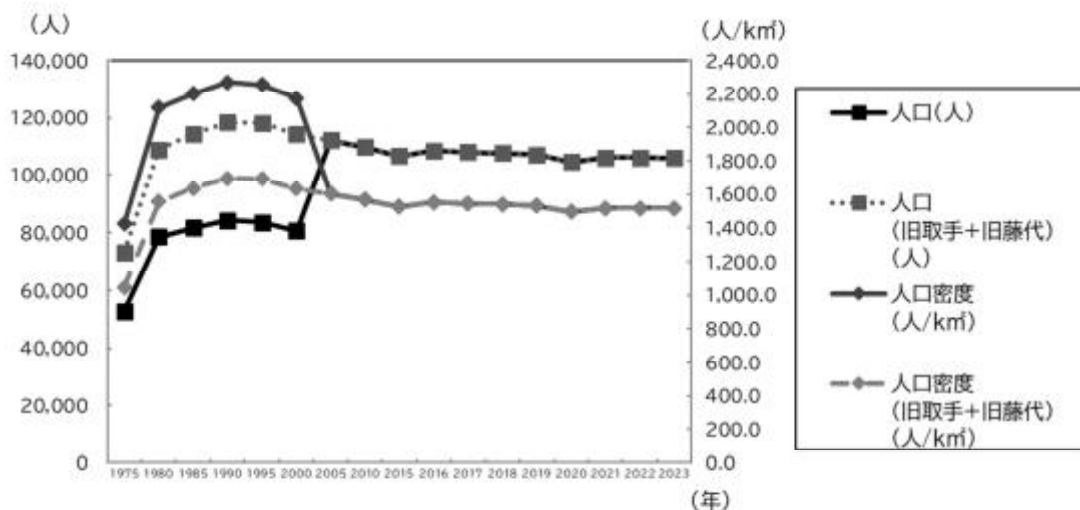


図1-2 人口の推移

出典:「令和5年度版統計とりで」(取手市)

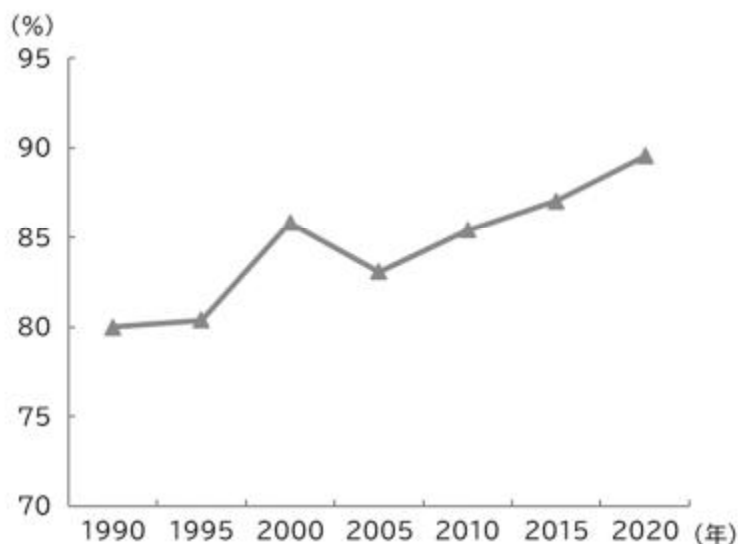


図1-3 昼間人口の推移

出典:「令和5年度版統計とりで」(取手市)

注2:図1-2を除く全てのグラフにおいて、旧藤代町と合併する2005(平成17)年までは旧取手市のみのデータ、2005(平成17)年以降は合併後のデータを用いました。

2017(平成29)年の年齢別の人口では、40代と、60代後半～70代前半に人口のピークがみられます。少子化の影響を反映して、10代より若い世代の人口が、20代～60代までの人口と比較して少なくなっています。年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、老年人口(65歳以上)の割合は、それぞれ10.72%、56.52%、32.76%で、高齢化が進んでいます。

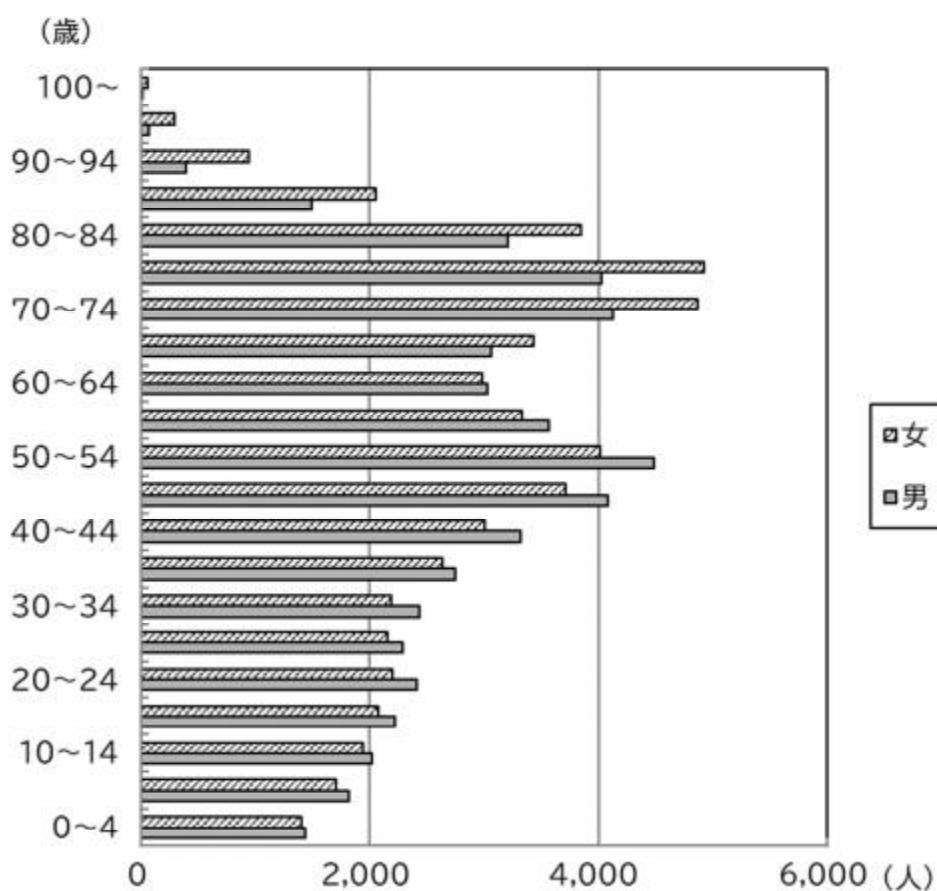


図1-4 年齢別人口(令和5年)
出典:「令和5年度版統計とりで」(取手市)

(3) 産業別就業者数

産業別就業者数の経年変化をみると、合併前と合併後それぞれにおいて、第一次産業就業者数は年々減少傾向にあります。第二次産業就業者数は1990(平成2)年頃まで増加傾向にありましたが、1995(平成7)年以降は減少に転じています。第三次産業就業者数も1995(平成7)年頃まで増加傾向にありましたが、それ以降は漸減傾向に転じています。

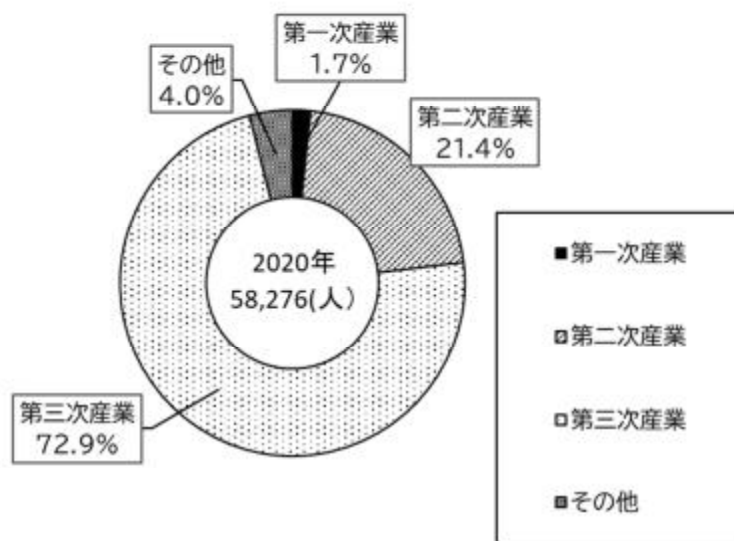


図1-5 産業別就業者数の割合
出典:「令和5年度版統計とりで」(取手市)

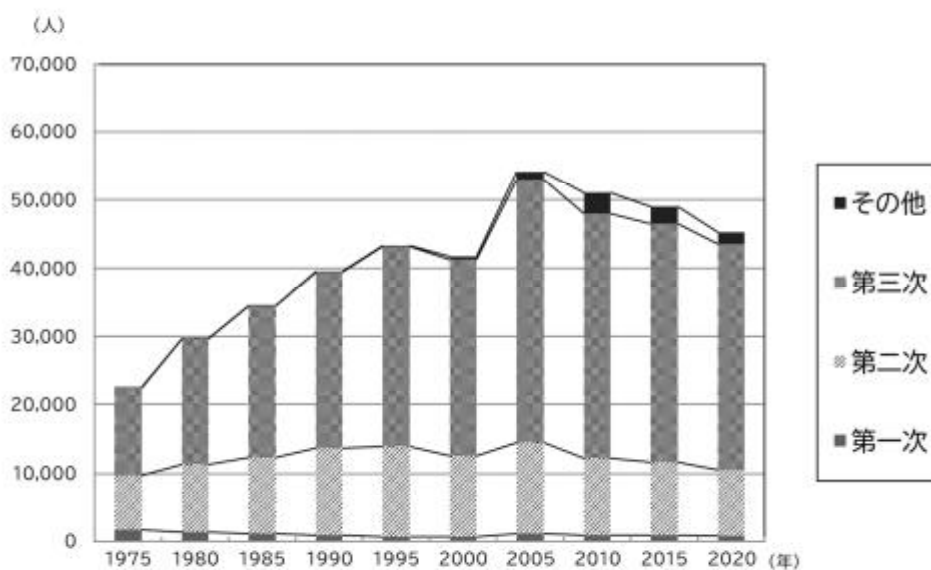


図1-6 産業別就業者数の推移
出典:「令和5年度版統計とりで」(取手市)

(4) 農業

農家戸数は、合併以前においては1988(昭和63)年は824戸、2000(平成12)年は671戸、合併後においては2005(平成17)年が1,218戸、2010(平成22)年が1,114戸、2015(平成27)年が964戸と減少傾向にあることがうかがえます。

専兼別の農家数の内訳を2010(平成22)年と2015(平成27)年で比較してみると、専業農家は157戸から128戸に減少、農業所得を主としている第一種兼業農家は315戸から212戸に減少、農業所得を従としている第二種兼業農家は、642戸から624戸に減少しています。

農用地転用後の土地利用形態としては、住宅地が33.6%を占めており、次いで、公共事業地の0.9%、工場の0.5%となっています。

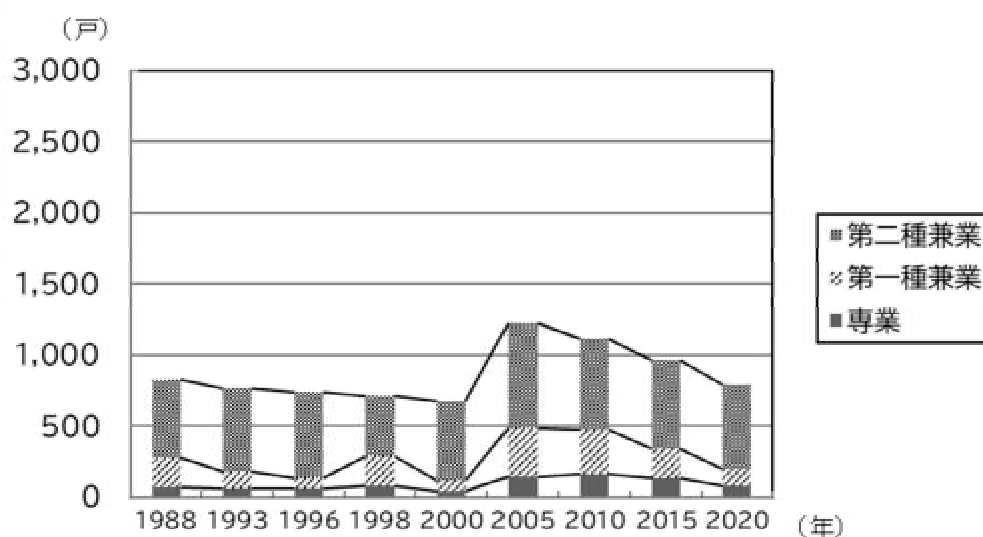


図1-7 農家戸数の推移

出典:「令和5年度版統計とりで」(取手市)

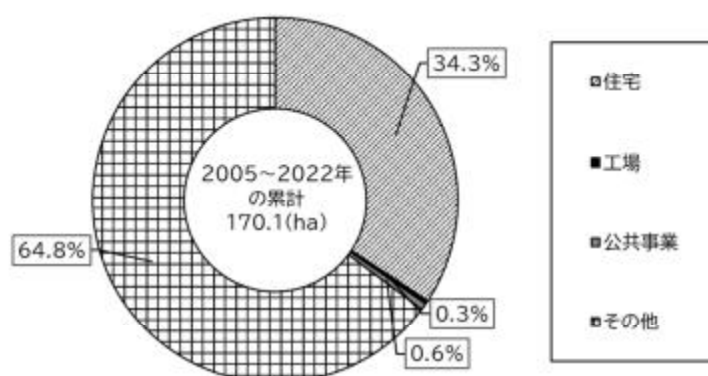


図1-8 農用地転用実績

出典:「令和5年度版統計とりで」(取手市)

(5)土地利用

2017(平成 29)年1月現在の地目別土地利用を見ると、総面積 69.94km²のうち、田が 29.1%、畑が 8.5%と、農地が市全体の4割弱を占め、宅地は 20.1%となっています。

経年変化をみると、合併前、合併後それぞれで田、畑の面積は減少し、宅地の面積が増加しています。

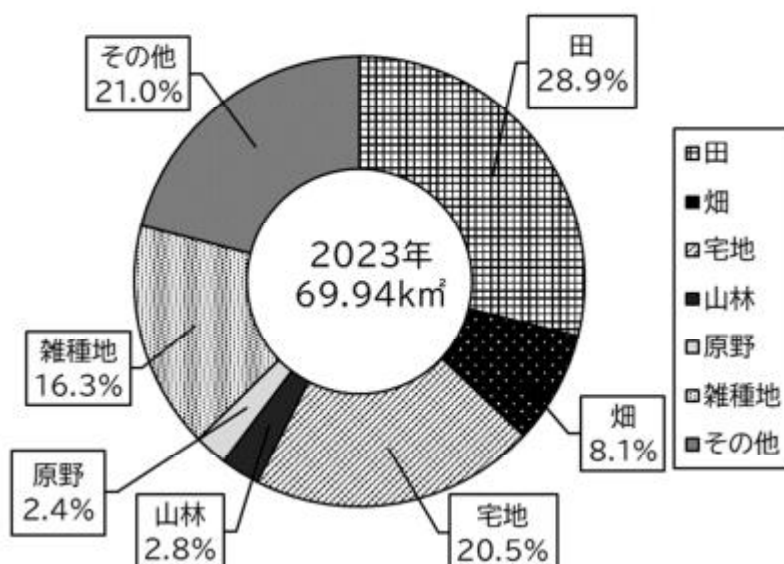


図1-9 地目別土地利用

出典:「令和 5 年度版統計とりで」(取手市)

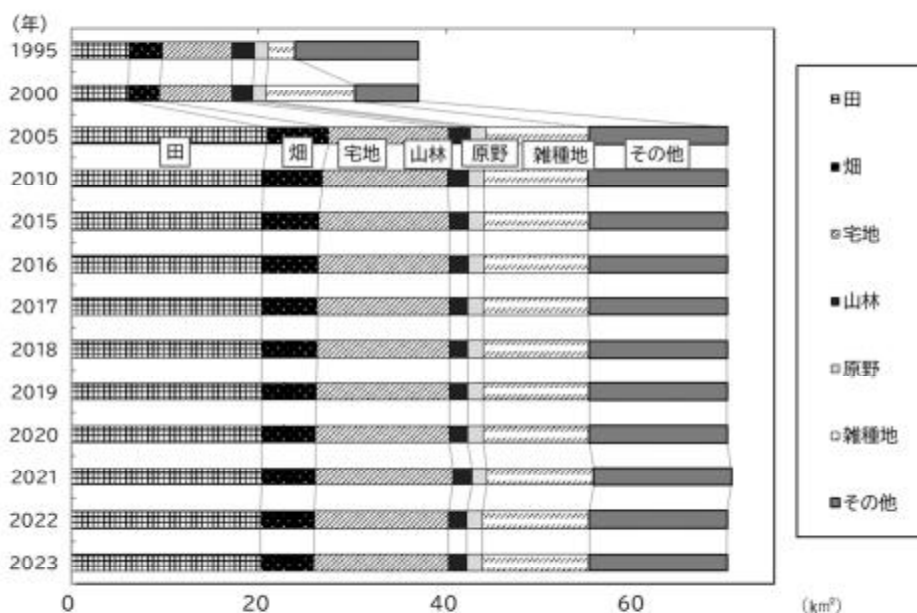


図1-10 土地利用の推移

出典:「令和 5 年度版統計とりで」(取手市)

(6)交通

①公共交通

鉄道については、JR 常磐線が市域を南北に走っており、取手駅と藤代駅の2つの駅が設置されています。当路線においては、2015(平成 27)年3月に上野・東京ラインが開通し、東京駅や品川駅等への直行が可能となったほか、2016(平成 28)年3月には小田急電鉄車両が常磐線の緩行線に乗り入れを開始したことから、東京や東京以西へのアクセスが大幅に向上しました。また、取手駅を起点として、茨城県の県西方面へと延びる関東鉄道常総線が市域を東西に走り、当路線には 2011(平成 23)年に開設されたゆめみ野駅など、7つの駅が設置されています。

バスについては、関東鉄道(株)、大和交通自動車(株)の2社により運行されている取手駅・藤代駅を発着点とする路線バス網があるほか、2006(平成 18)年からはコミュニティバスが導入され、現在7つのルートで運行されています。コミュニティバスは、高齢者等の交通弱者の交通手段を確保し、市役所、福祉施設等の公共公益施設や中心市街地へのアクセスの向上等を目的とするもので、鉄道・路線バスを補完する役割を担っています。タクシー・ハイヤーについては、市内に事業者が7団体あり、取手駅、藤代駅、戸頭駅にタクシー乗り場が整備されています。

②道路

都市計画道路*は、総延長 71.46 km(39 路線)であり、整備率は 65.38%(2017(平成 29)年度末)です。道路網の南北の軸として、JR 常磐線と並行する国道6号が市域を縦断し、東西の軸として、関東鉄道常総線と並行する国道 294 号が、取手駅周辺で国道 6号から分岐して走っています。また、2015(平成 27)年に開通した都市計画道路3・4・3号上新町環状線が市の中心市街地を連絡し、当路線から常総市方面へと延びる常総ふれあい道路や稲敷市方面へと延びる主要地方道取手・東線等が都市の骨格道路として設置されています。

③車両保有台数

車両の保有台数(軽自動車を除く)は2005(平成17)年以降減少傾向にあり、2005(平成17)年には48,541台であったものが、2017(平成29)年には41,994台と1割強減少しています。乗用車の保有台数も同様に、2005(平成17)年の42,153台から2017(平成29)年の36,373台に減少しています。なお、乗用車の保有台数に軽乗用車の保有台数(2017(平成29)年4月1日現在18,265台)を足し、世帯数で割って算出した1世帯当たりの乗用車の保有台数は約1.15台です。

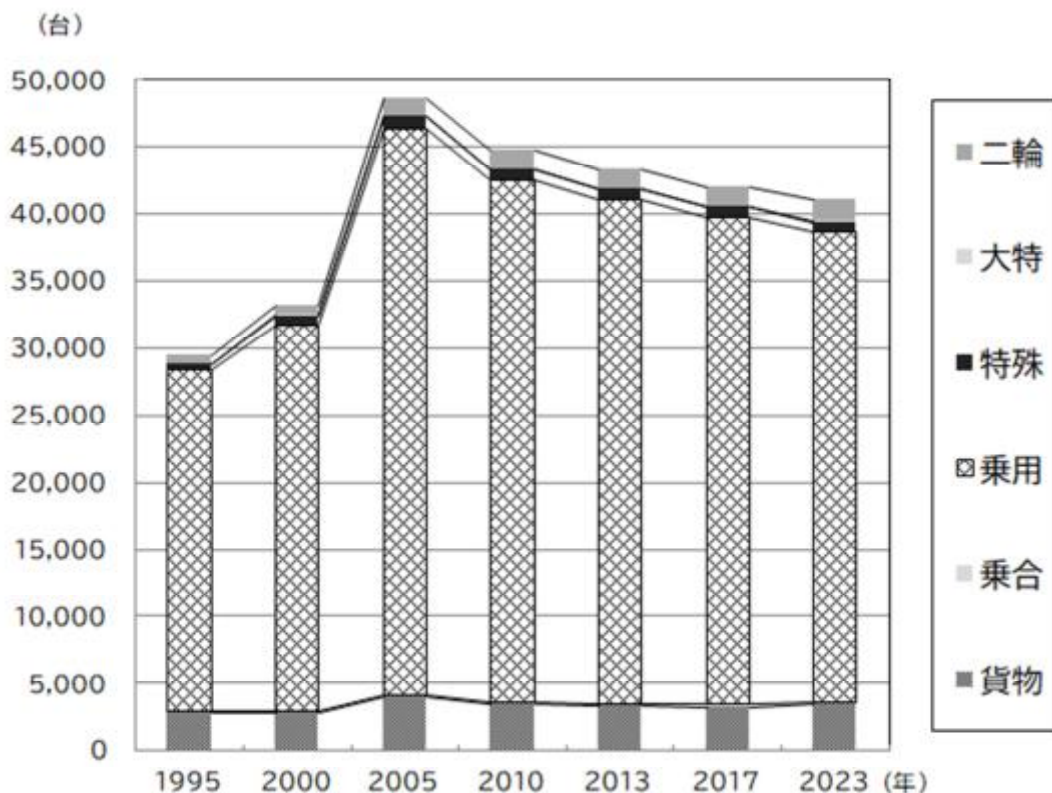


図1-11 車両保有台数の推移

出典:「統計とりで」(取手市)

(7)公園・緑地

取手市には都市公園*が157か所(91.57ha)あり、これらの公園は市街化区域を網羅するように分布しており、概ね充足しています。

また、市内には公園の他にも、社寺内の樹林が保存緑地として保存されるなど、多様な緑地が整備されています。

表1-1 取手市の公園・緑地の概況

		箇所数	面積(ha)	
都市公園	住区基幹公園	街区公園*	145	24.03
		近隣公園*	6	17.96
		地区公園*	1	9.98
	都市基幹公園	総合公園*	-	-
		運動公園*	-	-
	都市緑地		6	50.29
	緑道*		3	2.25
都市公園以外の緑地		57	12.19	
県設置公園		3	9.43	

出典:「取手市調べ」(平成29年、取手市)

2 生活環境

(1) 大気

取手市内には、茨城県大気汚染常時監視測定局が取手市役所に設置されており、二酸化硫黄*、窒素酸化物、光化学オキシダント*、浮遊粒子状物質*、微小粒子状物質(PM2.5)の測定を行っています。2017(平成29)年度の調査結果によると、二酸化硫黄、二酸化窒素*、浮遊粒子状物質は環境基準による評価を満たしておりますが、光化学オキシダントは環境基準(1時間値 0.06ppm)を超えた日が72日間ありました。

表1-2 大気質測定結果(令和4年度)

	年平均値	統計値	環境基準	環境基準 の適否 (長期的評価)
二酸化硫黄	0.001ppm	0.002ppm	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下かつ、 1時間値が 0.1ppm 以下	○
二酸化窒素	0.009ppm	0.023ppm	1時間値の1日平均値が 0.04ppm~0.06ppm	○
浮遊粒子状 物質	0.013mg/m ³	0.027mg/m ³	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下かつ、 1時間値が 0.20mg/m ³ 以下	○
微小粒子状 物質	8.3μg/m ³	20.9μg/m ³	1年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、 1日平均値が 35μg/m ³ 以下	○
光化学 オキシダント	0.031ppm	46日	1時間値が 0.06ppm 以下	×

出典:「環境白書令和5年度版」(令和5年、茨城県)

注3:統計値には以下の値を用いました。

二酸化硫黄、浮遊粒子状物質…日平均値の2%除外値

二酸化窒素…日平均値の年間98%値

PM2.5…年平均値及び日平均値の年間98%値

光化学オキシダント…昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数

注4:環境基準に対する評価の基準は下記のとおりです。

二酸化硫黄、浮遊粒子状物質(長期的評価)

…1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲に当たる測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較する。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。

二酸化窒素(長期的評価)

…1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を環境基準と比較する。

PM2.5(長期的評価)

…1年平均値と、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を環境基準と比較する。

(2)音

取手市では環境騒音の測定を行っています(表1-3)。2017(平成29)年度に市内9地点で24時間の測定を行った結果によると、全ての地点で環境基準を満たしていました。

表1-3 騒音の測定結果(令和4年度)

地点名	所在地 (住所)	用途地域	基準時間帯 平均騒音レベル LAeq(dB)		環境基準		備考
			昼間 6:00 ~ 22:00	夜間 22:00 ~ 6:00	昼間 6:00 ~ 22:00	夜間 22:00 ~ 6:00	
			井野公民館	井野 2-17-17	第1種 中高層	52	
ときわ台自治会 本部集会場	宮和田 971-10	第1種 低層	52	43	60	55	道路に面する地域
桜が丘第1集会場	桜が丘 2-30-1	第1種 低層	53	39	55	45	
中央公民館	東 1-1-5	第1種 住居	54	45	55	45	
ゆうあいプラザ	白山 5-1-1	第1種 住居	50	46	65	60	道路に面する地域
寺原公民館	本郷 1-32-1	第1種 住居	51	46	65	60	道路に面する地域
藤代庁舎	藤代 700	第2種 住居	54	50	65	60	道路に面する地域
戸頭公民館	戸頭 6-30-1	近隣商業	53	41	60	50	
藤代公民館	藤代 491	近隣商業	50	46	65	60	道路に面する地域

参考資料:取手市環境対策課資料を基に作成

(3)水

①水質

利根川、小貝川、相野谷川、古利根沼において環境基準が指定されている項目(pH*、BOD*、SS*、DO*、大腸菌群数*)とCOD*(化学的酸素要求量)の測定を実施しています。

2018(平成30)年の測定結果においては、汚濁を測る代表的な指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)の測定結果が、利根川(渡し船)を除く全ての測定場所で基準値を満たしていませんでした。また、大腸菌群数においても基準値を満たしておらず、DO(溶存酸素量)及びpH(水素イオン濃度)については、一部河川において環境基準を満たしていない測定結果となりました。

経年の測定値においても、いずれの河川でも年度による数値の上下がありますが、基準を満たしていない項目もあり、大きな改善は見られない測定結果となっています。

表1-4 水質調査結果(平成29年)

	pH	BOD	COD	SS	DO	大腸菌群数
利根川(新大利根橋)	7.5	5.6mg/L	14mg/L	22mg/L	4.8mg/L	110000MPN/ 100ml
環境基準の適否	○	×	-	○	×	×
利根川(渡し船)	8.2	2mg/L	4.2mg/L	1mg/L	8.7mg/L	170000MPN/ 100ml
環境基準の適否	○	○	-	○	○	×
小貝川(戸田井橋)	8	4mg/L	8.2mg/L	38mg/L	7.6mg/L	2300MPN/10 0ml
環境基準の適否	○	×	-	×	○	×
相野谷川(機場前)	7.5	2.9mg/L	7mg/L	19mg/L	6.6mg/L	24000MPN/1 00ml
環境基準の適否	○	×	-	○	×	×
古利根沼	8.8	5.5mg/L	10mg/L	14mg/L	12.0mg/L	13000MPN/1 00ml
環境基準の適否	×	×	-	○	○	×
環境基準 (A 類型)	6.5 ~ 8 . 5	2mg/L 以下	環境基準なし	25mg/L 以 下	7.5mg/L 以 上	1000MPN/1 00ml

参考: 取手市データを基に作成

注5: 相野谷川及び古利根沼については、環境基準が設定されていない。

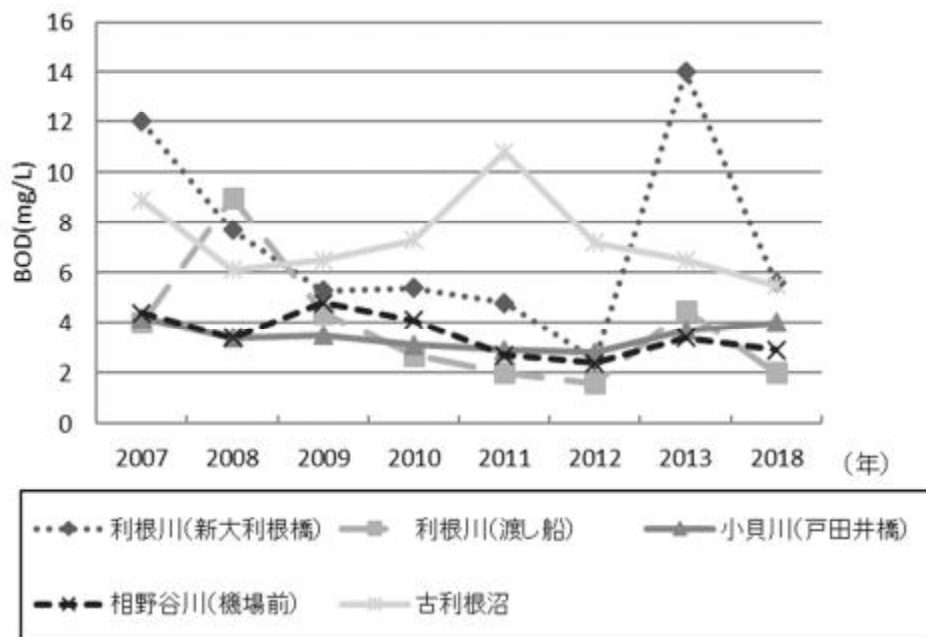


図1-12 水質の推移(BOD)

参考:取手市データを基に作成

②上水道

取手市では、取手市、龍ヶ崎市、牛久市、利根町の4自治体で一部事務組合である茨城県南水道企業団を設立し、水道事業を行っています。

年間配水量の経年変化を見ると、2005(平成17)年から減少傾向にあります。普及率は2005(平成17)年と2016(平成28)年を比較すると89.7%から95.0%に増加しています。

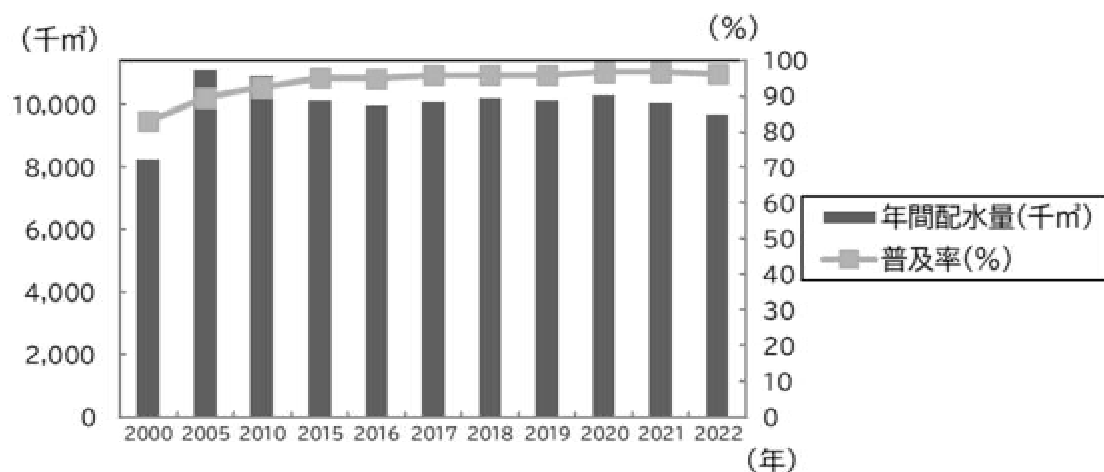


図1-13 配水量及び水道普及率の推移
出典:「統計とりで」(取手市)

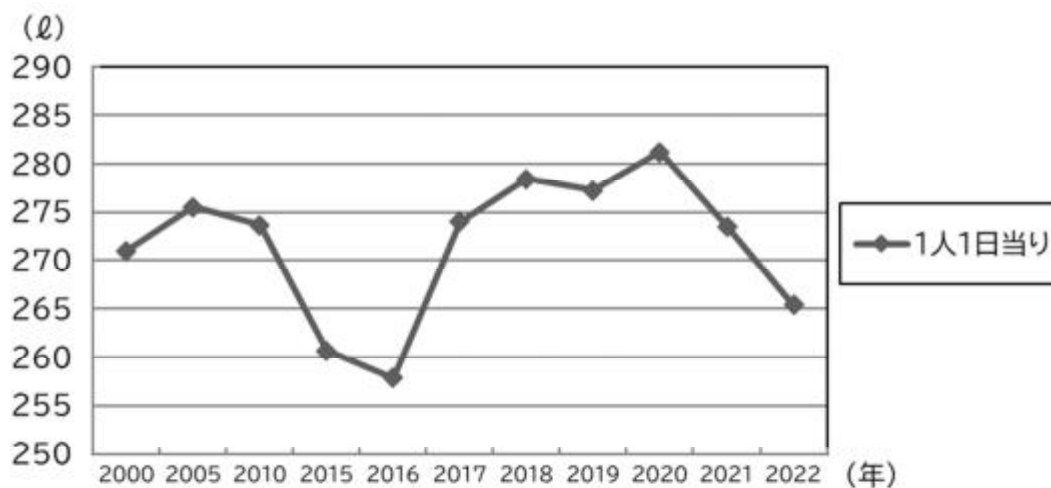


図1-14 1人1日当たりの配水量の推移
出典:「統計とりで」(取手市)

③下水道

取手市の下水道事業は、取手市及びつくばみらい市で構成される一部事務組合の取手地方広域下水道組合が担っています。

下水道の普及は着実に進行しており、2017(平成 29)年の下水道普及率は 72.8% となっています。

汚水処理形態は、下水道及び合併処理浄化槽の割合が増加傾向にあり、生活排水の処理が行われない単独処理浄化槽及びし尿くみ取りの割合は減少傾向にあります。

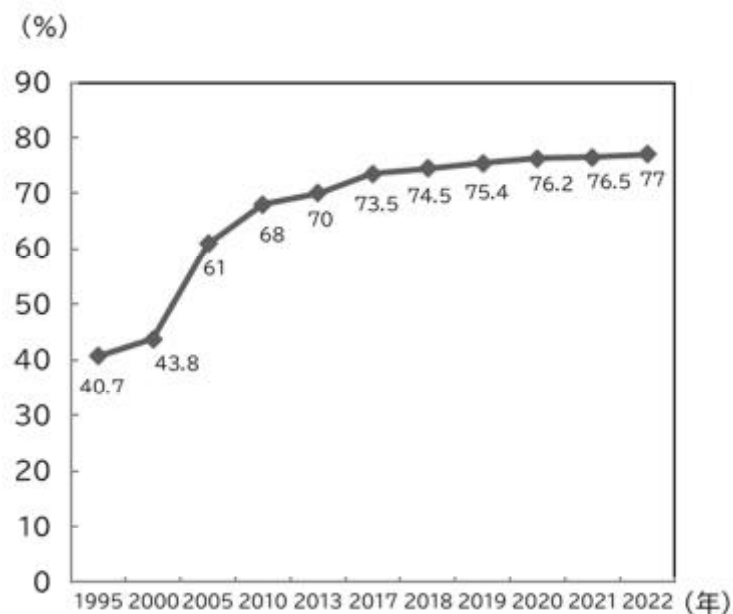


図1-15 下水道普及率の推移

出典:「統計とりで」(取手市)

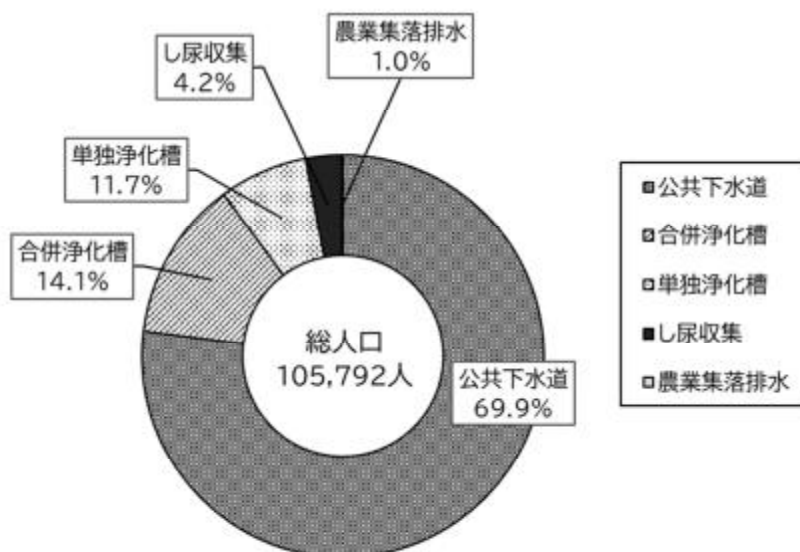


図1-16 汚水処理形態別人口の割合(平成 29 年)

参考:取手市データを基に作成

(4) 廃棄物

① ごみ処理

取手市のごみは、取手市・守谷市・常総市・つくばみらい市の4自治体で構成される一部事務組合「常総地方広域市町村圏事務組合」において中間処理を行っています。

可燃物の焼却処理及び不燃物の選別資源化、破碎処理などが守谷市の常総環境センターで行われています。一方、収集運搬については、各市で実施しています。

生活ごみ(一般廃棄物)の収集量と1人あたりのごみ収集量は、合併した2005(平成17)年以降減少傾向にあります。2017(平成29)年の1人1日あたりのごみ収集量は752gです。

家庭系ごみの種類別の排出量は、2017(平成29)年の実績では可燃ごみが最も多く、18,141t(69.2%)を占めています。次いで、不燃ごみが3,433t(13.10%)、粗大ごみが747t(2.85%)、また、資源物が3,887t(14.83%)となっています。

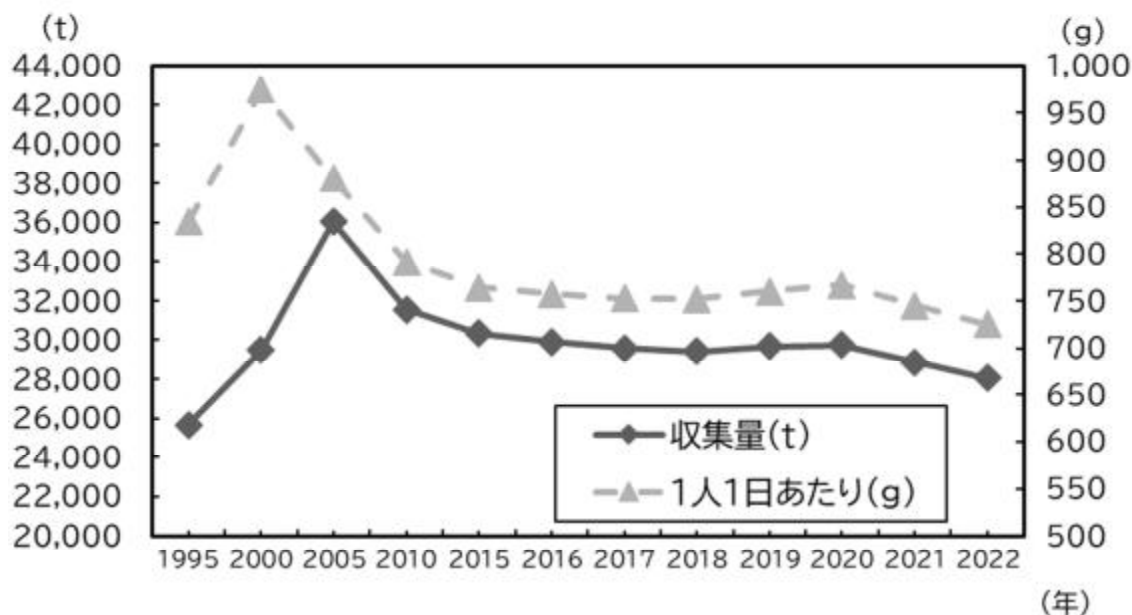


図1-17 ごみ収集量の推移

出典:「統計とりで」(取手市)

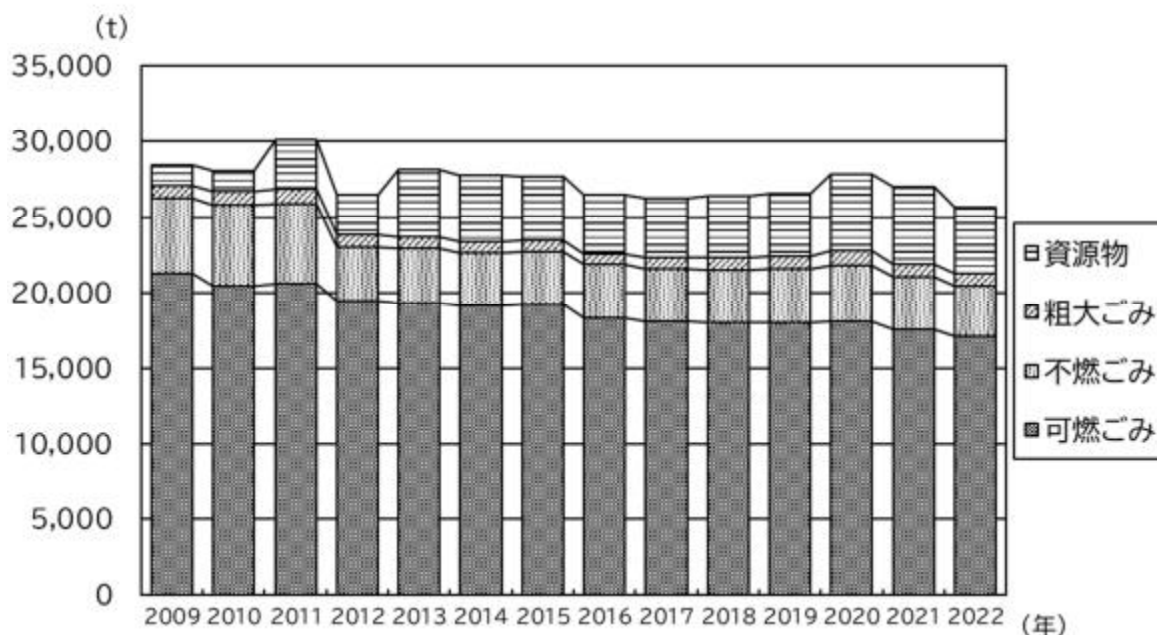


図1-18 家庭系ごみ排出量の推移

取手市データを基に作成

②取手市内レジ袋削減状況

取手市においては、2009(平成21)年6月に市民団体による「レジ袋削減推進取手市民の会」が結成されています。ごみの発生を減らし、地球温暖化の防止につなげる取り組みの一つとして、市と協働でこの取り組みを推進しています。具体的にはレジ袋の削減に当たり、市民の会とともに市内各所においてPR活動を行う等、広く市民・消費者に周知を図っています。

経年変化をみると、レジ袋辞退率は長期的には増加傾向にあり、レジ袋の不必要な使用を控える意識が浸透してきていると考えられますが、2017(平成29)年のレジ袋辞退率は前年度比でやや減少しています。

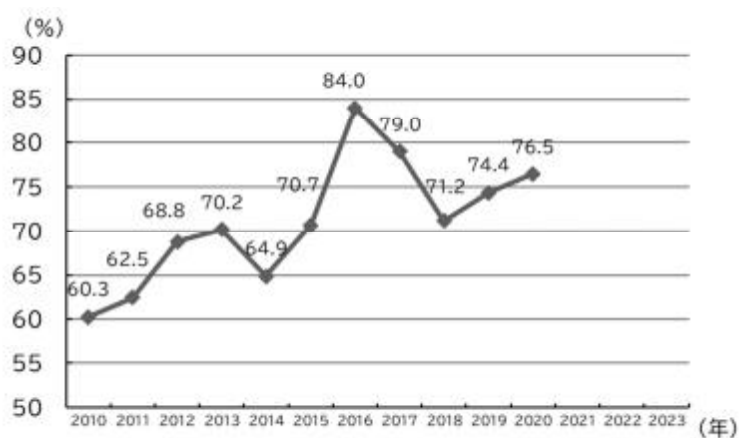


図1-20 市内スーパーにおけるレジ袋辞退率

参考:取手市データを基に作成

3 自然環境

(1)地形

取手市は茨城県西部に広がる猿島・北相馬台地の東端に位置しており、市の西部には関東ローム層を含む標高約 22～23mの洪積台地が形成されています。洪積台地の周辺には、利根川や小貝川の氾濫原により形成された、標高5～10mの沖積低地が発達しています。洪積台地の南側及び北側には、開析のあまり進んでいない、新しい浸食谷(谷戸)の発達がみられます。

(2)気象

2016(平成 28)年の取手市の月別平均気温は8月に最も高く 26.6℃、1月に最も低く 5.0℃となります。月別降雨量は8月に最も多く 230mm程度、2月に最も少なく 44mmとなり、年間降雨量では 1,250mm程度です。

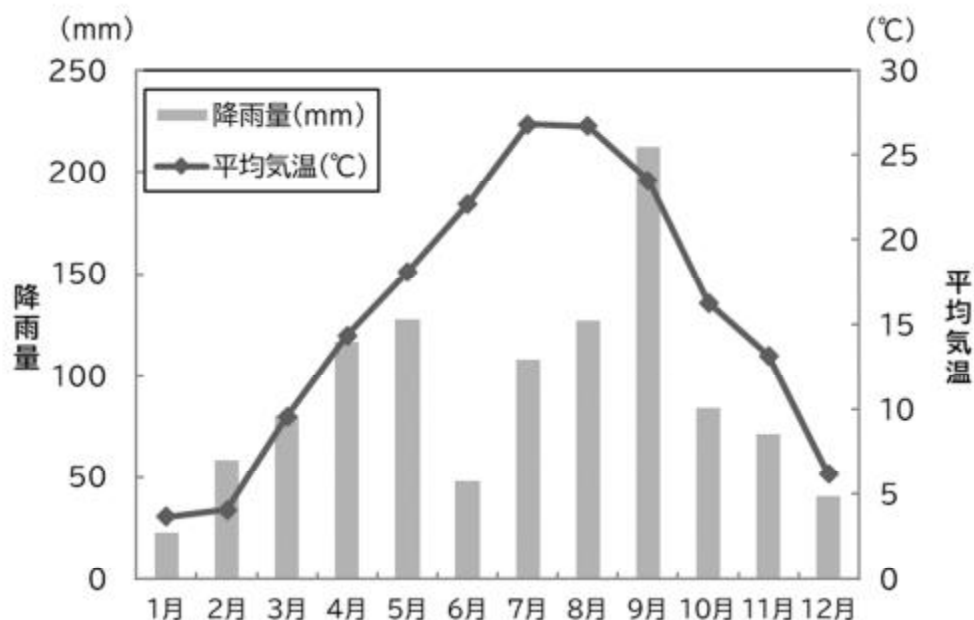


図1-19 取手市における月別の平均気温及び降雨量の状況

出典:「統計とりで」(取手市)

(3)河川・湖沼

市内を流れる一級河川には、利根川、小貝川、相野谷川、西浦川、北浦川があります。市内居住者の生活排水は、市南部に関しては利根川に、北部は相野谷川に、東部及び西部は利根川または小貝川に、それぞれ流入しています。

利根川・小貝川は、河川敷を含めると市域の 16%以上の面積を占め、市のシンボリックな存在となっています。利根川の旧河川であった古利根沼は、市の南東部に位置し、「利根川百景」や「茨城の自然 100 選」に選ばれている県内でも有数の景勝地です。

4 歴史的環境

(1)文化財

取手市には、国指定1件、県指定6件、市指定6件の指定文化財と90以上の埋蔵文化財*があります。唯一の国指定文化財である竜禅寺三仏堂は室町時代の建築物で、茅葺屋根の寄棟造りと堂内部の組み立ての手法などが建築史上貴重なものとされています。また、取手宿、藤代宿、宮和田宿という3つの江戸時代の宿場町を中心として発展してきた取手市の象徴的な文化財である取手宿本陣や、徳川家の重臣である本多作左衛門重次の墓、平将門伝説も残る大日山古墳など、歴史上重要とされる史跡が数多く残されています。

○取手市の指定文化財

【国指定文化財】

1. 竜禅寺三仏堂（建造物）

【県指定文化財】

1. 本多作左衛門重次墳墓（史跡）
2. 大日山古墳（史跡）
3. 地藏ケヤキ（天然記念物*）
4. 旧取手宿本陣染野家住宅（建造物）
5. 長禅寺三世堂（建造物）
6. 東漸寺山門・観音堂（建造物）

【市指定文化財】

1. 八坂神社本殿・拝殿（建造物）
2. 白山神社本殿（建造物）
3. 旧取手宿本陣（史跡）
4. 中妻貝塚（史跡）
5. 木造 阿弥陀如来坐像（彫刻）
6. 絹本金箔地刺繍釈迦涅槃図（工芸品）

(2)社寺林・樹木

下高井地区にある高源寺の境内には、樹齢1,600年、目通り10mのケヤキの大木があります。この大木は地藏ケヤキと呼ばれており、茨城県の天然記念物に指定されています。

資料2 取手市環境基本条例

◆取手市環境基本条例（平成12年3月29日 条例第27号）

私たちのまち取手市は、利根川と小貝川に囲まれ、水とみどりと太陽に恵まれた豊かな自然環境と、茨城県内で最も都心の近くに位置する地理的条件のなかで、先人たちのたゆめ努力と英知により豊かな生活を築き、県南の主要都市として発展し続けてきた。

しかしながら、都市化の進展と生活様式の変化などにより、資源やエネルギーが大量に消費され、公害や豊かな自然の減少など、私たちの生活そのものをおびやかす要因を生み出しているとともに、地球規模での環境問題を引き起こしている。

すべての人は、健康で文化的かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かで潤いのある環境を確保する権利を有するとともに、これを守り、育て、将来の人々へ継承していくとともに、人と自然が共生し、健全に発展していくことが可能な社会を構築していかなければならない。

そこで、私たちは、すべての人の参加により、人と自然とが調和した良好な環境を保全し、創造していくことを決意して、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地下水の枯渇、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生

活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民が健康かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かで潤いのある環境を確保するとともに、これを将来の世代の市民に継承していくことを目的として行うものとする。
- (2) 人と自然が健全に共生し、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することが可能な社会を構築することを目的として行うものとする。
- (3) すべての者の公平な役割分担の下、自主的かつ積極的に取り組むとともに、相互に協力かつ連携して推進するものとする。
- (4) 地球環境保全は、人類共有の生存基盤であり、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において、積極的に推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民の意見を尊重して、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造への理解を深め、自主的、積極的に行動し、その日常生活における環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

(施策の基本方針)

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、市、事業者、市民がそれぞれの立場、役割に応じた責任のある行動をするとともに、相互に協働する社会の形成に努めながら、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 市民の健康と生活環境を守るため、大気、水、土壌等環境の自然的な構成要素を良好な状態に保持するとともに、公害の防止等、環境の保全に努めること。
- (2) 人と自然が健全に共生できる良好な環境を維持するため、森林、農地、水辺等多様な自然環境の体系的保全と野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。
- (3) 環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築するため、資源の循環的利用とエネルギーの効率的利用を促進するとともに、廃棄物の減量化と適正な処

理の推進に努めること。

(4) 潤いとやすらぎのある快適な都市環境を創造するため、自然との調和のとれた都市空間の形成を図るとともに、歴史的文化的遺産の保全に努めること。

(取手市環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「取手市環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 取手市環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の方針

(3) 環境の保全及び創造に関する配慮の指針

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要事項

3 市長は、取手市環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、取手市環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ取手市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、取手市環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、取手市環境基本計画の変更について準用する。

(取手市環境白書)

第9条 市長は、環境の状況や環境の保全と創造に関する施策の実施状況等を明らかにした取手市環境白書を定期的に作成し、これを公表するものとする。

(環境影響評価の措置)

第10条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づきその環境の保全について適正な配慮をすることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、公害の防止及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼす行為を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置等)

第12条 市は、市民及び事業者が自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るために行う施設の整備その他これらに類する活動を促進するため、特に必要があるときは、必要かつ適正な経済的助成等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(受益者負担)

第13条 市は、自然環境を保全することが特に必要な区域における自然環境の保全のための事業の実施により著しく利益を受ける者がある場合において、その者にその受益

の限度において、その事業の実施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずるものとする。

(資源エネルギーの有効利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者によるエネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量、処理の適正化が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、エネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量、処理の適正化に努めるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する施策については、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進)

第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、これらの者による環境の保全と創造に関する自主的活動が促進されるように、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進を図るものとする。

(市民等の自発的な活動の支援)

第17条 市は、市民及び事業者等で組織する民間の団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、市民及び事業者に対してこれを適切に提供するものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要に応じ調査研究を実施するものとする。

(監視等)

第19条 市は、環境の状況を的確に把握するために、必要に応じ監視、測定、試験及び検査を実施するものとする。

(有害化学物質対策等)

第20条 市は、身体及び環境等に影響を及ぼす又は影響を及ぼすおそれのある有害化学物質等についての情報及び知識を的確に把握し、その対策を講ずるよう努めるものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第21条 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取り組みを必要とする施策については、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するように努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

資料編

第22条 市は、環境の保全及び創造に資するための活動を、市民、事業者及び民間団体等とともに推進する体制を整備するものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に資するための施策を推進するために必要な財政上の措置及び法制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第23条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等地球環境保全に資することができる施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国及び県その他地方公共団体等と協力し、地球環境保全に関する国際協力を推進するよう努めるものとする。

付 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

資料3 第二次取手市環境基本計画の策定の経緯

◆計画策定の経緯

平成28年度	取手市環境基本計画(改定2)の施策点検調査	
平成29年度	取手市環境基本計画(改定2)の施策点検調査	
平成30年 2月15日	第1回取手市環境基本計画 等推進委員会	取手市環境基本計画(改定2)の 施策点検・評価
2月27日	第2回取手市環境基本計画 等推進委員会	取手市環境基本計画(改定2)の 施策点検・評価
6月下旬	第二次取手市環境基本計画 策定に係る市民アンケート	市民2,252人回答数1,086人 (回収率48.2%)(うち中学生252 人)
11月30日	第1回取手市環境基本計画 等推進委員会	計画(素案)審議
12月7日	第2回取手市環境基本計画 等推進委員会	計画(素案)審議
12月19日	第1回取手市環境審議会	計画(素案)審議
12月26日	第2回取手市環境審議会	計画(素案)審議
平成31年 1月15日～ 2月15日	第二次取手市環境基本計画(素案)意見公募実施	
2月26日	第3回取手市環境審議会	計画(案)の諮問
3月28日	第4回取手市環境審議会	計画(案)の答申

資料4 用語解説

〈a,b,c…〉

◆PM2.5 (17 ページ)

大気中に浮遊している、直径が 2.5 μm (マイクロメートル)以下の微粒子(1 μm =0.001mm)。微小粒子状物質と呼ばれることもある、大気汚染物質の一つ。

◆BOD (生物化学的酸素要求量) (57 ページ)

水の汚染度を表す指標の一つ。細菌が水中の有機物を分解するときに消費する酸素の量を ppm(パーツ・パー・ミリオン)で表したものの。汚染度が進むほど数値は高くなる。

◆COD (化学的酸素要求量) (57 ページ)

水の汚れを示す指標の一つ。水中の還元性物質を酸化剤によって酸化するときに消費される酸素量を水1リットル当りのミリグラム数で表す。単位は ppm。有機物量の目安とし、汚染度が進むほど数値は高くなる。化学的酸素消費量。

◆DO (溶存酸素量) (57 ページ)

水中に溶解している分子状の酸素。その量は、水質汚濁を示す尺度の一つで、ふつう清浄な河川では7~10ppm である。空気中から溶け込むほか、水中植物の光合成によって供給され、水中生物の呼吸や、有機物の存在によって消費される。

◆LED 照明 (15 ページ)

LED(発光ダイオード)は、電気を通すと発光する性質を持つ半導体の総称で、白熱電球や蛍光灯とは違うメカニズムで発光する。“球切れ”のない半導体素子であり、長寿命と省エネルギーの光源として多用途での利用が期待されている。

◆PCB (69 ページ)

ベンゼンの2量体であるビフェニルに2個以上の塩素が置換した化合物。化学的に安定で絶縁性に優れ、絶縁油・熱媒体・可塑剤などに広く用いたが、毒性及び化学的安定性による人体蓄積・廃棄処理難のため、日本では 1972(昭和 47)年から製造・使用禁止。ポリクロロビフェニル。ポリ塩化ビフェニル。

◆pH (水素イオン濃度) (57 ページ)

水素イオン濃度を表す数値。水素イオンのモル濃度の逆数の常用対数で示す。記号 pH(パーハー)。純粋の水は pH=7で中性、これより大きい値はアルカリ性、これより小さい値は酸性。

◆SS（浮遊物質）（57 ページ）

懸濁物質。浮遊物質。直径2mm以下1μm以上の各種有機物・無機物。水質汚濁の指標として、基準値が定められている。

〈1,2,3…〉**◆3R（9ページ）**

3Rは、廃棄物処理とリサイクルの優先順位を表す言葉の頭文字を取った造語で、スリーアールと読む。①廃棄物の発生抑制(Reduce=リデュース)、②資源や製品の再使用(Reuse=リユース)、③再生利用(Recycle=リサイクル)の順で、リサイクルよりもリデュースを重視する。

〈あ行〉**◆雨水幹線（20 ページ）**

浸水被害等の防止を目的とした、雨水を排水するための主要な水路。

◆雨水浸透ます（19 ページ）

雨水ますの底部に砂利を敷き並べ、そこから雨水を地下に浸透させるもの。

◆雨水貯留槽（19 ページ）

雨どいなどを経由した雨水を溜めるタンクのこと。雨水の主な用途には水まきや掃除等があり、節水効果が期待されている。

◆運動公園（55 ページ）

都市公園法に規定する都市公園の一種。都市基幹公園の中で、主として市民の運動、スポーツのための施設、設備を備えたものをいう。

◆エコショップ（11 ページ）

環境にやさしい商品の販売や、ごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組んでいる小売店舗のこと。

◆エコドライブ（34 ページ）

無駄な燃料消費を減らし、環境にやさしく経済的にも優れた車の運転法。

◆エコラベル（66 ページ）

地球環境の保全に役立つと認定された商品であることを示すラベルの総称。

◆温室効果ガス（14 ページ）

大気中の二酸化炭素(CO₂)やメタンなどのガスは、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働き(温室効果)がある。こうした働きをするガスを、温暖化ガスあるいは温室効果ガスと呼ぶ。

〈か行〉

◆カーボン・オフセット（40 ページ）

温室効果ガス(CO₂)を吸収する植林を促進したり、クリーンエネルギーに投資するなどによって、自己の排出するカーボン(CO₂)を相殺(オフセット)すること。

◆街区公園（55 ページ）

都市公園法に定められた住区基幹公園(住宅地に不可欠な公園で、街区公園、近隣公園及び地区公園の3種類から成る)の一つで、小規模だが住民生活に最も身近な公園。

◆合併処理浄化槽（18 ページ）

複数の嫌気性炉床槽及び接触曝気槽を持つ、小型の家庭用処理装置で、し尿、生活雑排水の処理に使用される。

◆カドミウム（36 ページ）

12 族(亜鉛族)元素の一。元素記号 Cd。原子番号 48。原子量 112.4。青みを帯びた銀白色の軟らかい金属。軸受合金・易融合金・半導体の製造に用い、耐食性に富むのでメッキに用いる。また、中性子を吸収するので原子炉の制御材として使用。カドミウム塩・カドミウム蒸気は有毒で、イタイイタイ病の主因とされる。

◆河畔林（7ページ）

洪水などの影響を受ける不安定な立地の河原に生育している水辺林を、河畔林または溪畔林という。河畔林や溪畔林から落ちた葉や小枝は、川の中の小さい生き物餌になり、落ちた昆虫は魚の餌になる。

◆環境騒音（17 ページ）

特定の騒音源を問題にしないとき、どんな場所にも存在する全ての騒音の総和をいう。

◆環境配慮行動（9ページ）

ごみの分別・節水・省エネなどの取り組みや環境保全イベントへの参加など、環境に配慮した行動のこと。

◆環境保全型農業（22 ページ）

環境に配慮した農業で、農水省が1992(平成4)年8月に策定した「新しい食料・農業・農村政策」でうたわれた。環境負荷の低減と農村の公益的機能の維持・増進を主な柱とする。

◆近隣公園 (55 ページ)

都市公園法に定められた住区基幹公園の一つで、近隣地区(約100ha、1万人)に対応して設けることを原則とする。

◆光化学スモッグ (17 ページ)

自動車の排気ガスなどに含まれる炭化水素や窒素化合物が太陽の紫外線を受けて発生する、オキシダント濃度の高いスモッグ。目や呼吸器に障害をもたらす。

◆光化学オキシダント (56 ページ)

大気中の汚染物質から光化学反応によって生成された酸化性物質。

◆公共施設の里親制度 (25 ページ)

市民と行政が協働で進める街の美化プログラムで、アダプト・プログラムとも呼ばれる。一定区画の公共の場所を養子にみたて、市民がわが子のように愛情をもって面倒をみて(=清掃美化を行い)、行政がこれを支援する制度。

◆耕作放棄地 (22 ページ)

農林水産省の統計調査における区分であり、過去1年間作付けせず、今後も数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。

◆コミュニティバス (16 ページ)

限られた地域内で運行する循環型路線バス。地域住民の利便性向上のために自治体などが運航する。

〈さ行〉

◆再生可能エネルギー (9ページ)

太陽熱、風力、バイオマスなど地球の自然環境の中で繰り返し生起し、再利用可能か、または無尽蔵な供給が可能なエネルギー。

◆里山 (9ページ)

都市と原生自然の中間に位置し、集落とそれを取り囲む二次林、農地、ため池、草原などを含む地域概念を指す。

◆自動車騒音（17 ページ）

大都市では最大の騒音源。特に高速自動車道、自動車幹線道路周辺では、夜間でも一般に 60 ホンを超える。主要な音源はエンジン本体、冷却ファン、吸排気音、タイヤなど。

◆シェアリング（32 ページ）

分かち合うこと。共有すること。

近年では、カーシェアリングのようなシェアリング制度が普及しつつある。こうしたモノの保有形態は、資源の消費量及び廃棄物量を削減するほか、省エネなどの効果が期待されている。

◆持続可能な開発目標(SDGs)（7ページ）

2015(平成 27)年の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、2030 年までの国際目標。「誰一人取り残さない」をスローガンに、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、不平等と闘い、気候変動に対処しながら、2030 年までに持続可能な社会を目指す世界のマスタープラン。

◆指定文化財（25 ページ）

文化財保護法・文化財保護条例で保護の対象として指定されている文化財。有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・伝統的建造物群の五種で、学術的・歴史的に貴重なもの。

◆循環型社会（4ページ）

製品のリサイクルなどにより新たな資源投入を抑えることを目指す社会。

◆水質汚濁物質（20 ページ）

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水質の底質が悪化することを含む)の原因となる物質や水質の汚染状態を示す項目。例として、カドミウム及びその化合物、水素イオン濃度等

◆生態系の多様性（4ページ）

森林や里山、海洋、河川などの多様な自然環境が存在すること。

◆生物多様性（9ページ）

生物が分化・分岐して様々に異なること。種だけでなく遺伝子・生態系の多様性も包括

する概念。1992(平成4)年その国際的な保全のために生物多様性条約を締結。

◆総合公園（55 ページ）

一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園。

〈た行〉

◆ダイオキシン（69 ページ）

ポリ塩化ジベンゾダイオキシンの通称。様々な異性体があるが、特に四塩化ジベンゾダイオキシンは極めて毒性が強く、発癌(はつがん)性・催奇形性を持ち、また環境ホルモン(内分泌攪乱(かくらん)化学物質)ももつ。ごみ焼却などの際に少量生じる。ジオキシン。

◆大腸菌群数（57 ページ）

一定量の試薬をとって、一定の方法で培養したときに現れてくる大腸菌群落の数。一般に水や食品中の大腸菌の存在は、人畜のし尿による汚染か、またはその可能性を意味する。

◆太陽光発電（15 ページ）

太陽電池などを使って、太陽光を直接に電力に変換する発電方式。

◆単独処理浄化槽（18 ページ）

し尿のみを処理する浄化槽。

◆地球温暖化（7ページ）

化石燃料の消費で生ずる二酸化炭素などの温室効果によって、地球全体の平均気温が上昇する現象。気候変動や極地の氷の溶出による海水位の上昇などを引き起こす。

◆地区公園（55 ページ）

都市公園法に定める住区基幹公園(住宅地に不可欠な公園で、街区公園、近隣公園及び地区公園の3種類から成る)の中の最大なもので、徒歩圏内の居住者の利用を想定し、誘致距離1km、面積4ha が標準とされている。

◆畜犬登録（24 ページ）

犬を飼う場合、飼い主は30日以内に市区町村長畜犬登録(一生に一度)することが狂犬病予防法で義務付けられている。登録犬の死や、所在地の変更、飼い主の住所変更、飼

い主の変更についても 30 日以内に届け出なければならない。また、狂犬病予防注射を毎年1回受けなければならない。

◆地産地消（67 ページ）

ある地域で収穫した農水産物をその地域内で消費すること。

◆天然記念物（64 ページ）

文化財保護法に基づいて指定された、学術上価値の高い動植物・地質・鉱物など。また、地方公共団体の条例によって指定されたものも含む。オジロワシ、埼玉県牛島のフジ、秋芳洞など。

◆特定外来生物（21 ページ）

日本の生態系に被害を及ぼすおそれがあるため、外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)によって飼養・輸入等が規制されている生物。アライグマ・カミツキガメ・オオクチバス・セアカゴケグモ等。

◆都市計画道路（53 ページ）

都市計画区域内の主要道路として決定・建設される道路。

◆都市公園（55 ページ）

都市部に市民が自由に利用できるレクリエーション空間として整備される公園。

◆都市緑地（23 ページ）

都市の自然環境の保全や景観の向上を目的として、都市計画で定められる緑地。

〈な行〉

◆二酸化硫黄（56 ページ）

硫黄や硫黄化合物が燃焼したときに生じる無色で刺激臭のある気体。化学式 SO_2 。呼吸器を強く刺激してぜんそくを起こしたり、酸性雨のもとになるなど公害の原因物質となる。

◆二酸化窒素（56 ページ）

一酸化窒素が酸素に触れると生成する赤褐色の気体。自動車のエンジンなどで副生し、大気汚染の原因となる

〈は行〉

◆樋管（20 ページ）

河川から農業用水などを取水したり、堤内地の水を河川に排水する目的で設けられる施設。同じ機能をもつものに樋門があるが、両者に構造上判然たる区別はなく、一般に比較的大きいものを樋門、小さいものを樋管という。

◆浮遊粒子状物質（56 ページ）

粒子状汚染物質のうち、粒子の直径が 10 μ m 以下のもの。慢性の呼吸器疾患の原因とされる。

◆ふれあい農園（22 ページ）

市民農園のこと。都市の住民が週末や余暇などに趣味として作物を作る小規模な農園。

〈ま行〉

◆埋蔵文化財（64 ページ）

土地に埋蔵されている有形文化財。その所有権は国庫に帰属し、発見者及び土地の所有者には報償金が支給される。

◆緑のカーテン（14 ページ）

夏の暑さ対策の一つ。室内の温度上昇を防ぐために、建物の壁や窓、窓周辺の地面を直射日光から遮るように、つる性植物を繁茂させるものである。グリーンカーテンともいう。

〈や行〉

◆谷津田（7ページ）

谷津にある湿田。谷地田。

◆有機農業（22 ページ）

農業の自然循環機能を積極的に活用し、肥料・農薬に化学製品の使用を避けて有機肥料を投入、土壌中の生態系を活用して地力を培(つちか)い、安全な食糧生産をめざす農法及び農業。

〈ら行〉

◆緑化ガイドライン（25 ページ）

街路樹や公園等の公共施設に植栽された樹木を良好な状態に保ち、適正な維持管理を行っていくための基本的な考え方を定めた指針。

◆緑道（55 ページ）

都市部で、樹林や草木の間を歩くように整備した散歩道。

第二次取手市環境基本計画

編集・発行 取手市 まちづくり振興部 環境対策課
〒302-8585 茨城県取手市寺田 5139 番地
電 話:0297-74-2141(代)
発行日 2019 年3月